

令和6年度 第2回川西市環境審議会 次第

日時：令和7年3月24(月) 14:00

場所：川西市役所 庁議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 第2回 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会(川西市環境審議会部会)について
(報告)
- (2) 川西市環境基本計画について
- (3) 川西市環境率先行動計画推進本部会議について(報告)

3. その他

4. 部長挨拶

5. 閉会

【配布資料】

令和6年度 第2回川西市環境審議会 次第

令和6年度 第2回川西市環境審議会委員 名簿

令和6年度 第2回川西市環境審議会 座席表

【資料1-1】令和6年度 第2回 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会 次第

【資料1-2】生物多様性ふるさと川西戦略 評価指標

【資料1-3】生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査(令和5年度)

【資料2-1】川西市環境基本計画 進行管理表

【資料2-2】エネルギー利用・温室効果ガス排出状況等

【資料2-3】地球温暖化対策関連(民間企業等との連携)について

【資料3-1】平成12年4月実施：川西市グリーン購入ガイドライン

【資料3-2】川西市グリーン購入調達方針(イメージ)

【資料3-3】川西市グリーン購入特定調達品目及び調達目標(イメージ)

【資料3-4】グリーン購入実績集計表(各課報告用)(イメージ)

環境の概況(令和5年度)

第2回川西市環境審議会委員名簿

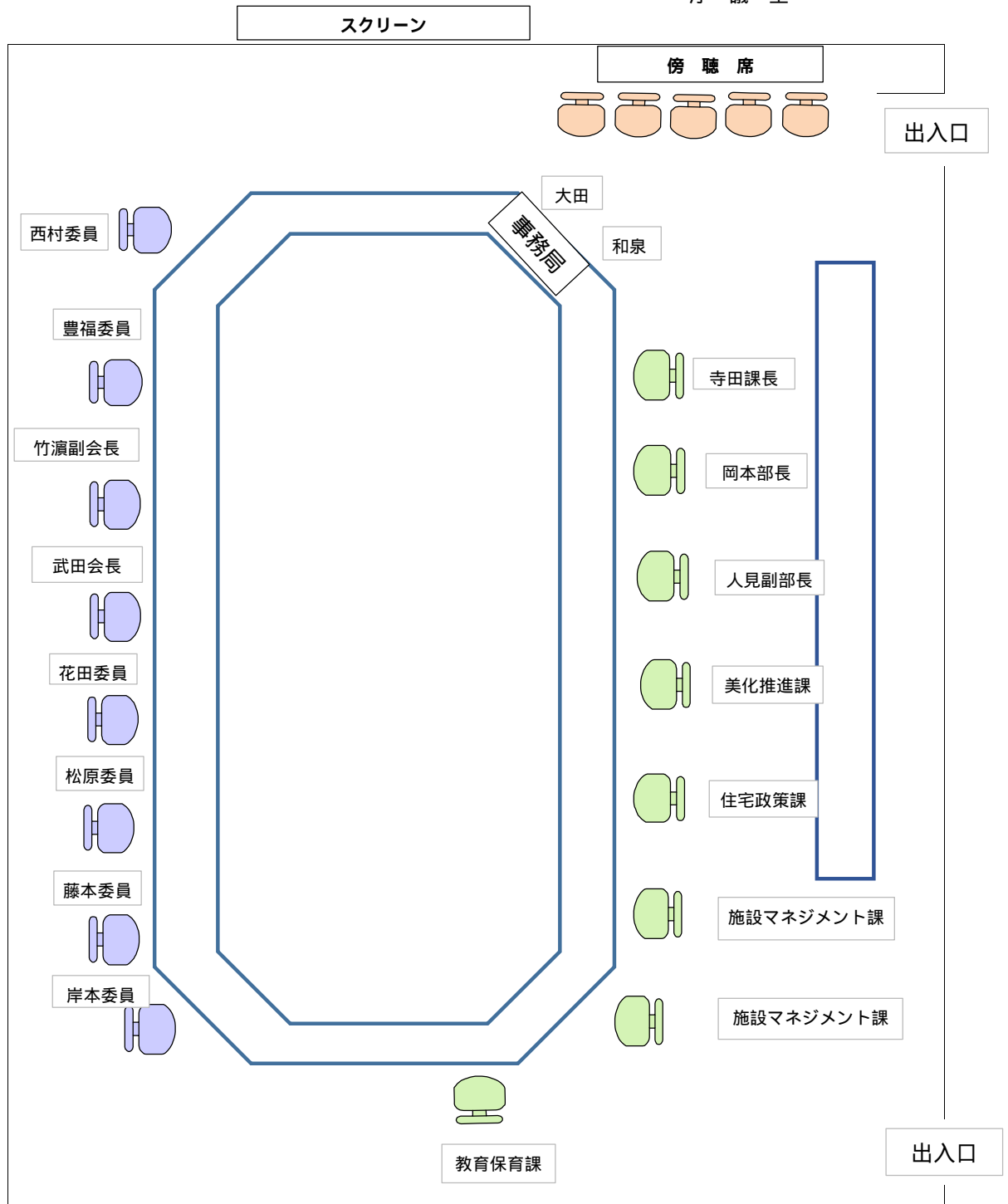
委嘱期間令和6年8月2日～令和8年8月3日

No.	氏名	役職	選出区分	R7.3.24
1	武田 義明	神戸大学名誉教授	学識経験者 (自然・環境科学)	
2	竹濱 朝美	立命館大学教授	学識経験者 (環境社会学)	
3	豊福 俊英	関西大学名誉教授	学識経験者 (環境都市工学)	
4	西村 純一	大阪大学大学院 招聘教授	学識経験者 (医学・衛生学)	
5	花田 眞理子	大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員	学識経験者 (環境経済学)	
6	松原 利明	川西市コミュニティ協議会 連合会	市民又は 関係団体の代表者	
7	稲垣 達哉	川西市商工会	市民又は 関係団体の代表者	欠席連絡あり
8	藤本 幸一		市民公募	
9	岸本 和史	兵庫県 阪神北県民局 県民交流室 環境参事	関係行政職員	

令和6年度 第2回 川西市環境審議会座席表

令和7年3月24日(月) 14時～

庁 議 室



令和 6 年度 第 2 回 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会 次第
(川西市環境審議会部会)

日時：令和 7 年 1 月 1 4 日 1 4 : 0 0 ~

場所：川西市役所 4 階 庁議室

1 . 委員長 あいさつ

2 . 委員 紹介

3 . 議事

令和 7 年度に向けた生物多様性ふるさと川西戦略の方向性等について

【資料 1】【資料 2】

4 . その他

(1) 舎羅林山地区開発、市南部物流センター建設における環境アセスメントについて 【資料 3 - 1】【資料 3 - 2】

(2) 出在家町（川西北小学校横）キセラ川西の市街地水路の水生生物群の保存のための啓発について 【資料 4】

(3) 委員会の開催計画について 【資料 5】

5 . 市民環境部長 あいさつ

【配付資料】

令和 6 年度 第 2 回 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会 次第

令和 6 年度 第 2 回 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員 名簿

令和 6 年度 第 2 回 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会 座席表

【資料 1】生物多様性ふるさと川西戦略評価指標

【資料 2】生物多様性ふるさと川西戦略進捗状況調査（令和 5 年度）

【資料 3 - 1】舎羅林山開発計画

【資料 3 - 2】第 1 章 事業計画概要

【資料 4】(案) キセラ川西の市街地水路の水生生物群の保存のための
啓発について ~ 出在家町（川西北小学校横）~

【資料 5】委員会の開催計画について

生物多様性ふるさと川西戦略 評価指標

No.	基本戦略	評価指標	担当課	目標値	R3年度 (2021年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	備考1	①前回委員意見(赤字) と前回市回答(黒字)	②担当課回答 (前回委員意見に対する回答)	備考2
	1. 環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育													
1	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数(人)	保育所	教育保育課	市立保育所の全園児・保育士	—	440							
2	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数(人)	幼稚園	教育保育課	市立幼稚園の全園児・教諭	—	761							
3	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数(人)	小学校	教育保育課	市立小学校の全3年・4年・5年生	3904 (対象者全員)	3,531 (対象者全員)							
4	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数(人)	中学校	教育保育課	市立学校の全中学2年生	1243 (対象者全員)	1,206 (対象者全員)							
5	◆教職員や市民を対象とした研修の実施	研修を受けた年間の教職員数(人)		教育保育課	市立小学校の全3年・4年・5年教員	45	19					②(委員)研修を受けた教職員数について、令和3年度が45名だったのが、令和5年度は19名ということで半数以上減っているが、理由は？	②(教育保育課)令和3年度にはALT(外国語指導員)からの参加もあったが、令和5年度ではそちらからの参加者がおらず、学校教職員のみからの参加であったため。	
6	◆教職員や市民を対象とした研修の実施	環境に関する公民館講座を受けた人数(人)		川西公民館		—	78							
	2. 自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発													
7	◆広報や市HPによる情報発信	1年間の各HPへのアクセス数(件)		環境政策課		7,289	8,767							
8	◆広報や市HPによる情報発信	1年間に紹介した自然環境の数(件)		環境政策課		4	5							
9	◆本市によるモデル整備や景観計画による情報発信	指標「景観に関心のある市民の割合」(％)(市民実感調査)		都市政策課	85.0	—	82.6							
	3. 生物多様性保全の取組みの強化													
10	◆市民生活での生物多様性保全の活動の支援	2032年に実施予定のアンケート調査結果		環境政策課							2032年に実施予定			
11	◆本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	指定・登録文化財(天然記念物)の件数(件)		生涯学習課	—	—	13							
12	◆本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	緑地における維持管理団体数(団体)		公園緑地課		—	3							
13	◆本市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施	1年間に捕獲した有害鳥獣及び 外来動物の数(頭)		産業振興課	291 254	193	213				令和5・6年度時点の川西市鳥獣被害防止計画に合わせた目標数値に変更。			目標値(291)は令和5年度までのものであった。令和6～8年度を計画期間とした新たな川西市鳥獣被害防止計画を策定したため、目標値も変更した。
	4. 各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大													

生物多様性ふるさと川西戦略 評価指標

No.	基本戦略	評価指標		担当課	目標値	R3年度 (2021年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	備考1	①前回委員意見(赤字) と前回市回答(黒字)	②担当課回答 (前回委員意見に対する回答)	備考2
14	◆市民、団体、企業などとの連携 の構築	1年間の情報交換などの実 施回数(回)		環境政策課		1	1								
15	◆市民、団体、企業などとの連携 の構築	1年間に支援したボランティ ア数		産業振興課	250	267	153					市以外の支援制度を活用 した団体等があり、数値が 減少した。	③(意見)1年間に支援したボラン ティア数が減っているのは、市以 外の支援制度を活用していると あるが、市以外の支援制度を かなり受けているのか。皆さん、 市以外のところでされているの か。また、市以外から支援を受け たら、川西市では支援を受け られないということなのか。	③(産業振興課) 国や県のほか、民間団体等の支援を受け て活動されていると聞いています。 「支援したボランティア数」の減少について は、支援制度の併用可否のほか、活動団 体数の減少も影響していると考えます。 本市以外の支援制度が、本市の制度との 併用が可能かどうかは把握しておりませ ん。 令和5年度までの本市制度は他の支援制 度との併用ができませんでした。 令和6年度以降は、取組ごとに財源を整理 いただけるのであれば併用可能な制度とし ました。	
16	◆兵庫県や市民団体との既存事 業の継続	1年間に実施した河川美化 活動の回数(回)		美化推進課		12	8								
17	全体に対する意見												①(委員)目標値が書かれていな いところがあるがこれはどのよう にされるのか。 (市)「もともと数値目標で比較し ていくのが困難な指標なので定 めにくく、ご意見はいただいてい るなかでなかなか設定できていな い」というのが現状である。委員 会の場などでのアイデアとかお 聞かせいただいたことを所管課 にフィードバックしたりすること で、また設定できればと考えてい る。		

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査
(令和5年度)

自己評価の評価方法
A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D 実施できていない。実施内容等の再検討する必要がある。

No	基本戦略		施策 №	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己 評価	令和5年度の実施状況 (2023年度)	成果と課題	今後の方向性	前回委員意見(赤字) と前回市回答(黒字)	担当課回答(委員意見に対する回答)
1	基本戦略1	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	1)	児童・生徒を対象とした環境教育の実施	就学前園児の環境教育方針	教育推進部	教育保育課	A	園所ごとに計画を立て、教育・保育活動を行う中で、植物や生き物に触れたり、興味を深めたりした。	園庭、所庭での自然物等だけでなく、散歩や遠足で近隣の公園、小学校等にも訪れ、自然とのふれあいを楽しむことができた。また、兵庫県立人と自然の博物館が実施している「エコロプロジェクト」に参加した園所もある。	自然とのふれあいで、探究心や好奇心などが育まれることを踏まえ、今後も継続的に計画に反映し、教育・保育活動を実施していく。		
2	基本戦略1	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	1)	児童・生徒を対象とした環境教育の実施	小学校体験活動(環境体験)	教育推進部	教育保育課	A	市内16小学校で校区内の地域の畑や河川、公園、猪名川流域等へ赴き、植物や動物等に触れた。	小学校3年生の児童が環境問題に興味関心を持つようになった。また、校区にどのような環境があるかを学ぶことができ、川西市の特産品を学ぶなど、地域の方々と共に活動することができた。地域によっては活動プログラムが確立されているが、地域での活動が希薄である小学校があることが課題である。	地域参画を目指し、SDGsの視点を取り入れ、各小学校の独自性を活かした小学生在主体的に環境教育に取り組むことができる環境体験プログラムを構築していく。		
3	基本戦略1	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	1)	児童・生徒を対象とした環境教育の実施	里山体験学習	教育推進部	教育保育課	A	市内16小学校で2回以上実施した。黒川地区へ赴き、植物や動物等に触れた。また、黒川地区の方々と触れ、里山と共に人間がどのように生活してきたかを学習した。社会教育団体の方々と共に、里山資源を使い、木工ラフト等を作成した。	小学校4年生が黒川の方々と社会教育団体の方々の協力を得て、川西の特産品をはじめ、環境問題や生活の知恵等、幅広く学習をすることができた。里山と人間がどのように関わってきたかを学習し、SDGについて理解を深めることができた。黒川地区のサポーターの方々が、年々減少しているが、広域に募集を行い、増員することができた。	黒川地区のサポーターの数を増員し、少人数による体験学習を実現できるようにする。サポーターの方々の資質向上を目的とした実地研修や、活動内容をより良くしていくための打ち合わせを増やしていく。	(委員)サポーターの数を増員するといふ記述があるが、里山サポーターの協力を得るために市のほうでも支援をさせていただきたい。	(教育保育課)里山サポーター会の募集については、HPやポスター等で行っています。サポーターの方々への報償費も予算計上しております。なお、令和6年度では、それらの取り組みが功を奏し、新たに2名の登録がありました。今後も積極的な募集を行っていきます。
4	基本戦略1	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	1)	児童・生徒を対象とした環境教育の実施	小学校体験活動(自然学校)	教育推進部	教育保育課	A	市内16小学校で兵庫県内での長期宿泊体験を通して、兵庫県の自然、生物に触れ、理解を深めた。	小学校5年生の児童が環境問題により興味関心を持つようになった。また、県内にとどのような環境があるかを学ぶことができ、川西市の良さや特徴を学ぶことができた。施設によって、活動時期の選択肢が限られたり、看護師などの外部人材の確保、教職員の負担が大きいたことが課題である。	引き続き、充実した自然学校を実施したい。そのために、今年度から始まった自然学校人材バンクの活用や、市のHPを通じた看護師などの外部人材の募集に力を入れていく。		
5	基本戦略1	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	1)	児童・生徒を対象とした環境教育の実施	中学校教育支援	教育推進部	教育保育課	A	中学校2年生を対象に地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」を実施し、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心を育てるとともに、自立性を高め「生きる力」を育んでいきます。	市内7中学校の2年生と川西看護学校の中学部2年生について県立一庫公園などで実施した。地域や自然の中で、地域の方々と従業員の方々と環境保全体験や職場体験を行った。	地域参画の視点を継続する中で、SDGsの視点を取り入れていく。地域の事業所やボランティアの方々や継続して「トライやる・ウィーク」に今後も取り組んでいけるように関係構築していく。		
6	基本戦略1	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育	2)	教職員や市民を対象とした研修の実施	教育研究	教育推進部	教育保育課	A	教職員対象に「環境体験研修」を実施し、日本一の里山である黒川地域・猪名川水系・身近な自然などを体験し、自然・生物・環境教育など体系的な研修を行っています。	教職員対象に「環境体験研修」と「里山フィールド研修」を実施し、日本一の里山である黒川地域・猪名川水系・身近な自然などを教職員が体験した。	日本一の里山である黒川地域・猪名川水系・身近な自然などの恵みを教職員が再認識した。各学校の実情に合わせて教職員が児童へ授けるには専門的な知識の定着が課題であり、自然活動団体とのさらなる連携など検討する必要がある。	継続的に「環境体験研修」と「里山フィールド研修」を実施し、専門的な知識の定着を教職員に図るとともに、川西市を教材とした環境学習プログラムの定着も同様を図る。	

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査
(令和5年度)

自己評価の評価方法
A 目標に向かって事業を実施することができた、次年度以降も継続的に実施する。
B 目標に向かって事業を実施することができた、次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D 実施していない、実施内容等の再検討する必要がある。

No	基本戦略	施策No	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己評価	令和5年度の実施状況 (2023年度)	成果と課題	今後の方向性	前回委員意見(赤字) と前回市回答(黒字)	担当課回答(委員意見に対する回答)	
7	基本戦略1	2)	環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成および生物多様性教育	教職員や市民を対象とした研修の実施	環境学習の充実	公民館などの学習の充実を図り、様々な世代への環境教育も充実させていきます。	市民環境部	川西公民館	A	清和台公民館(まち山「虫生の森」を採集)、川西公民館(子ども生きもの観察隊～小川で水生生物観察～)、けやき坂公民館(自然観察セミナー「生き川の生き物」ふしぎ・発見、東谷公民館(冬の野鳥観察)を実施し、4館合計で78人が環境に関する公民館講座を受講した	各館で地域の特性に沿った環境学習を実施した。各館で地域ニーズと合わせて工夫しながら講座を開催していることから、全館で実施とはなっていない。	関係所管課と協力して環境学習の充実に努める。	
8	基本戦略2	1)	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	広報や市HPによる情報発信	自然環境情報の発信	市HPや広報かわにしなどの媒体を通じ、かわにしの自然環境、生物多様性に関する情報を定期的に発信することにより、ふるさと川西のすばらしさを伝えていきます。	市民環境部	環境政策課	A	以前から市HPに自然活動団体や企業を紹介するページを設けている。令和5年度にはシロバナウンセンツツジの公開やオオムラサキの羽化など自然活動団体の活動を広報誌に掲載した。	市広報誌を中心に自然活動団体の活動を紹介することが出来た。今後は市HPの各団体の紹介ページを更新していくとともに活動内容を発信していく必要がある。	市民が閲覧しやすいように市HPを改訂していくとともに活動団体や企業を紹介するページの内容等を更新し、引き続き情報発信に努める。	
9	基本戦略2	1)	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	広報や市HPによる情報発信	国や兵庫県が作成する上位計画などの広報、普及啓発	生物多様性に関する国や兵庫県の情報について、市HP上で概要版の掲載やリンクを貼り、一元で閲覧でき、情報が入手しやすくなるよう整備します。	市民環境部	環境政策課	A	国・兵庫県からの情報を把握したタイミングで、HP、メールなどを活用し市民、自然活動団体に情報を提供した。	市民や自然活動団体等にとって有益な情報を把握して発信することができた。	引き続き、国や兵庫県の動きを確認し、最新情報を広報やHPに掲載していく。また、市民が迅速に情報を閲覧できるようにHPの配置を工夫する。	
10	基本戦略2	1)	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	広報や市HPによる情報発信	観光の推進	市HPや観光マップなどを通して、市の自然や歴史、市内の観光地のPRを行います。	市民環境部	文化・観光・スポーツ課	A	市観光協会と協力し、市の自然や歴史、観光地を紹介するパンフレットを更新した。	パンフレットを更新し、最新の市の自然・観光の情報を発信した。	市内に整備している看板の情報更新やHPの見直しを行いながら、市内の自然や歴史、観光地のPRを進めている。	
11	基本戦略2	1)	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	広報や市HPによる情報発信	地産地消の推進	本市の特産品であるイチジク、クリ、モモなどについて、市広報誌や市HP等を用いてPRし、地産地消を進めます。	市民環境部	産業振興課	A	モモの即売会を実施。台風の影響等によりイチジクやクリの即売会は実施できなかったが、クリは直売所にて特設ブースを設けて販売され、市HPでPRを行った。 また、市内で採れた作物を「川西そだち」とし、PRの作りを作成・配布し、市HPでもPRを行った。 さらに、イチジクは、航空会社とクルト専門店の協力で東京へ空輸し、イチジククルトを販売し、市HP等でPRを行った。	モモの即売会を実施した。市HP以外にも、PRのばり「川西そだち」の設置、航空会社やクルト専門店のSNSなど多数の紹介がなされたことで市内外に特産品をPRできた。	引き続き特産品の即売会を実施する。市HPのほか、直売所マップに情報を追加する等、積極的にPRする。	
12	基本戦略2	1)	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	広報や市HPによる情報発信	市街地における里山のPR	JR川西池田駅前ロータリーのクスギを台場クスギに仕立てるなど、市街地において、北部の里山の自然を身近に感じられるようになります。	土木部	公園緑地課	A	JR川西池田駅前ロータリーの駅前や阪急・能勢電鉄川西能勢口駅の北側、火打1丁目に位置するキセラ川西せせらぎ公園のクスギの維持管理を行い、北部の里山の自然を身近に感じられるように努めた。	クスギは順調に育っており、駅前やキセラ川西を行き交う人々に里山の自然を身近に感じられる場を創出している。	より多くの市民に里山を感じてもらえるよう、継続して維持管理を行う。キセラ川西せせらぎ公園では市民活動団体と協力し、台場クスギを見据えた剪定を行っており、そうした状況を見ながらJR川西池田駅前ロータリーについても台場クスギに仕立てていくことについて検討する。 (委員)JR川西池田駅のところ里山のPRが目的とされているならば、もう少しPRしてもいいのかなと思うどうか。 (市)公園緑地課が主管になるが、JRのところは通常の剪定を依頼してやっており、台場クスギへの展開はしていないという状況だが、またタイミングを見て、検討していくという話である。	(公園緑地課) 前回市回答のとおり
13	基本戦略2	2)	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	本市によるモデル整備や景観計画による情報発信	再生可能エネルギーの普及啓発	市役所本庁舎南側壁面やキセラ川西プラザ、市消防本部に太陽光発電システムを設置し、モニターで観察できるようにするなど、地球温暖化対策(地球温暖化による生きものの衰退、絶滅の防止)として再生可能エネルギーの普及促進のための啓発を進めています。	市民環境部	環境政策課	A	キセラ川西プラザと消防本部についてはモニターで発電状況を見ることが出来る状態であり、来場者に再生可能エネルギーの普及促進のための啓発を行うことが出来た。一方、市役所モニターについては部品の不具合により活用できていない。	キセラ川西プラザと消防本部についてはモニターで発電状況を見ることが出来る状態であり、来場者に再生可能エネルギーの普及促進のための啓発を行うことが出来た。一方、市役所モニターについては部品の不具合により活用できていない。	キセラ川西プラザと消防本部については引き続きモニターで再生可能エネルギーの啓発を行う。市役所についてもモニター部品の交換を実施し、モニターでの啓発を行う。	

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査
(令和5年度)

自己評価の評価方法
A 目標に向かって事業を実施することができた、次年度以降も継続的に実施する。
B 目標に向かって事業を実施することができた、次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D 実施していない、実施内容等の再検討する必要がある。

№			基本戦略	施策 №	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己 評価	令和5年度の実施状況 (2023年度)	成果と課題	今後の方向性	前回委員意見(赤字) と前回市回答(黒字)	担当課回答(委員意見に対する回答)
14	基本戦略2	自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発	2)		景観形成の情報発信	川西市景観計画により、市の自然や歴史文化をはじめとする様々な景観資源を活用し、魅力的な景観を周知するとともに、景観形成に向けた取組みの啓発を進めていきます。	都市政策部	都市政策課	A	・川西の魅力を高める景観創出のため、御社橋(市道275号)拡張整備事業などで公共施設等景観形成ガイドラインの運用を行い、カルテをホームページで公開した。 ・まちなみギャラリー(写真・絵画の募集)・ビューポイント・景観の取組み紹介等の市民や事業者の活動をインターネットを使って発信することにより、参画と協働を推進する仕組みづくりを行った。 ・令和6年3月に景観計画の見直しを公表し、本編のPDF公開に加え、概要版として気軽に閲覧できる計画の紹介ページを作成した。	・公共施設を設置する各事業課において事業が昨年で終了したものが多く、件数が減った。 引き続き新規事業がある場合、維持・管理の方針が決定または変更される場合に運用してもらえよう、関係各課に周知、カルテの作成の依頼を行っていく。 ・景観啓発の取組については、市民や事業者の活動をインターネットを使って発信することにより、事業者や市民にも情報発信できた。	今後もSNSや動画を活用することで積極的な情報発信を行い、川西らしい魅力的な景観の形成を進めていく。		
15	基本戦略3	生物多様性保全の取組みの強化	1)		外来種対策の推進	外来種の侵入経路、影響、対策の必要性や市民でも実施できる外来種対策の方法などをまとめ、市HPなどで広報するなど、外来種に対する対策を進めます。	市民環境部	環境政策課	A	以前からヒアリやセアカゴケグモについての対策、方法などを市HPに掲載しているが、R5年度は主に兵庫県から通知されたクビカサヤカミキリ、アカミミガサ、アメリカザリガニの情報についても市HPに掲載すると同時に自然活動団体や市内部に情報提供を実施した。	主に県から提供された特定外来生物の指定情報について、市HPに迅速に掲載したり、自然活動団体にメールでの情報提供、市内部への情報発信をすることが出来た。	引き続き特定外来生物の情報把握し、市HPへの掲載、自然活動団体や市内部への情報提供を実施していく。	(委員)特定外来生物も含めて、外来生物の存在、あり方と駆除について、考え方が現状を教えていただきたい。 (市)現状としては、県なり国の方でいろいろ新しい指定があったり、対策について情報が環境の部局の方に下りてくるが、それを実際に駆除とか施設を管理している部署や自然活動団体などに情報提供している。あと、ホームページで市民の方に広く情報提供も行っている。各部署なり、各団体に発信することで適正に駆除なり、対策ができるように努めている。	(環境政策課) 前回市回答のとおり
16	基本戦略3	生物多様性保全の取組みの強化	2)		文化財保存啓発	天然記念物などの貴重な財産である文化財の保全を進めるとともに、その普及啓発、活用を進めています。	市民環境部	生涯学習課	A	県立一庫公園のモリアオガエルの生息地について、文化財審議委員会で協議した。	天然記念物の新たな登録に向けて進めることができた。	市指定・登録文化財(天然記念物)の普及啓発、活用を推進する。		
17	基本戦略3	生物多様性保全の取組みの強化	2)		ため池などの保全	農業用灌漑のため、水利組合が管理するため池や農業用水路などの補修・改修、水難防止のため、安全柵の設置などへの支援を行っています。今後の改修などに際しては、ため池などにおける生物多様性の重要性に配慮し、進めていけるよう検討していきます。	市民環境部	産業振興課	A	地元水利組合等が実施する農業用施設の補修や改修の工事について支援を行うとともに、工事に際しては生物多様性の重要性に配慮して進めるよう依頼した。	地元水利組合等が農業用施設の補修や改修の工事を実施することで、農業用施設の適切な管理やため池などの保全を行うことができた。	今後も地元水利組合等が実施するため池や農業用水路などの補修や改修の支援を行うとともに、工事に際しては生物多様性の重要性に配慮するよう依頼する。		

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査
(令和5年度)

自己評価の評価方法
A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D 実施していない、実施内容等の再検討する必要がある。

№				基本戦略	施策 №	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己 評価	令和5年度の実施状況 (2023年度)	成果と課題	今後の方向性	前回委員意見(赤字) と前回市回答(黒字)	担当課回答(委員意見に対する回答)
18	基本戦略3	生物多様性保全の取組みの強化	2)	本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施		生物多様性に配慮した公園・緑地管理の推進	公園整備の際は、在来種の植樹に努め、特定外来生物の防除に向けた管理を実施していきます。 緑地は、生物多様性の観点から、保全する維持管理団体が継続して活動を行えるよう、公園・緑地など、みどりの維持管理活動を行う団体間の連携により、活動を高め合う仕組みづくりを行います。	土木部	公園緑地課	A	開発による提供公園について、事業者との協議を行い、在来種の植樹に努めた。 また、市内緑地において、市民活動団体主体の維持管理、緑地の清掃活動により集められたごみの回収を行うなど活動を支援し、まち山の保全に努めた。3団体が継続して維持管理を行うことができた。	公園整備の際は、在来種の植樹に努めることができた。 緑地は、継続して一部の緑地の維持管理等を市民活動団体主体で進めてもらうことができている。	公園整備の際は、在来種の植樹に努める。 引き続き、団体の支援や連携を図り、緑地の維持管理を行う市民活動団体に関する情報発信を行う。		
19	基本戦略3	生物多様性保全の取組みの強化	3)	本市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施		ナラ枯れ対策	カシノナガキクミシによるナラ枯れ被害が西日本を中心に発生しているため、被害拡大防止に取り組んでいきます。	市民環境部	産業振興課	A	被害最先端地の指定から外れたため、ナラ枯れの被害拡大防止事業は行わなかった。	ナラ枯れ被害の確認数が減少してきたため、被害最先端地から外れている。	県と連携し、ナラ枯れの発生状況等、動向を注視する。		
20	基本戦略3	生物多様性保全の取組みの強化	3)	本市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施		有害鳥獣対策	川西市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物の被害などの防止を目的に、個体数の調整などとしてイノシシやシカの捕獲・処分を行っています。また、鳥獣による農畜防止対策としての防護柵設置等に対する補助を行っています。	市民環境部	産業振興課	A	県猟友会川西支部協力のもと、川西市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物被害の防止等を目的にイノシシやシカの捕獲及び処分を実施した。	県猟友会川西支部協力のもと、一定数の捕獲・処分成果が上がっているが、農作物被害は無くなっていない。	引き続き県猟友会川西支部と連携し、イノシシやシカの捕獲・処分を行い、個体数管理を図っていく。	(委員)防護柵を設置することがあるとも聞くので、そのあたりの支援がどれくらい進んでいるのか現状を教えてください(具体的な件数)。 農作物被害防止を目的とした防護柵の設置について、令和5年実績では8件、計約38万円の支援をしました。 令和6年度は11月末時点で11件、計約50万円の支援を行っています。	(産業振興課)
21	基本戦略3	生物多様性保全の取組みの強化	3)	本市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施		外来生物対策	農作物の被害などの防止、希少種を含めた在来生態系の保全・回復のため、特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアを対象に捕獲・処分を行っています。また、農作物被害防止対策に対する補助を行っています。さらに、セアカゴケグモ、ヒアリ、アルゼンチンアリや、今後サラヤやモモへの被害の拡大が懸念されるクビアカツヤカミキリについて、注意喚起や駆除に関する啓発を行っています。	市民環境部	産業振興課 環境政策課	A	【産業振興課】県猟友会川西支部協力のもと、川西市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物被害の防止等を目的にアライグマやヌートリアの捕獲及び処分を行った。 【環境政策課】市農から提供された特定外来生物の指定情報について、市ＨＰに迅速に掲載したり、自然活動団体にメールで情報提供することが出来た。	【産業振興課】特にアライグマの捕獲依頼申請数及び捕獲数が多く、農作物被害等が多数発生している。 【環境政策課】主に農から提供された特定外来生物の指定情報について、市ＨＰに迅速に掲載したり、自然活動団体にメールで情報提供することが出来た。	【産業振興課】引き続き県猟友会川西支部と連携し、アライグマやヌートリアの捕獲・処分を行い、農作物被害等の防止に努めていく。 【環境政策課】引き続き市ＨＰ上や自然活動団体へのメールで外来生物の注意喚起や駆除に関する啓発を行っている。		
22	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)	市民、団体、企業などとの連携の構築		生物多様性に関する情報交換の場の提供	生物多様性に関する取組みを行っている市民、市民活動団体、事業者などが交流、情報交換などができる機会や場所を設けます。 「黒川を中心としたまちづくり方針」に基づき、旧黒川小学校グラウンド内に川西市黒川里山センターを整備します。里山保全や教育の振興、観光の推進を図るとともに、地域住民に限らず市内外から様々な方が集まる交流拠点として、R5年に川西市黒川里山センターの新棟を整備した。黒川里山センターは令和5年度より指定管理者による管理運営をおこなっており、旧黒川小学校の南北棟で里山学習の受け入れや生物多様性に関するフィールドワークを周辺施設や関係団体と協力して行った。	市民環境部	文化・観光・スポーツ課	A	里山保全や教育の振興、観光の推進を図るとともに、地域住民に限らず市内外から様々な方が集まる交流拠点として、R5年に川西市黒川里山センターの新棟を整備した。黒川里山センターは令和5年度より指定管理者による管理運営をおこなっており、旧黒川小学校の南北棟で里山学習の受け入れや生物多様性に関するフィールドワークを周辺施設や関係団体と協力して行った。	令和5年度に川西市黒川里山センターの管理運営を指定管理者が行い、旧黒川小学校南北棟を拠点として生物多様性に関する事業を行うことができた。引き続き情報発信していくとともに、地域外の担い手である関係人口の拡大による地域課題の解決及び活性化につなげる必要がある。	R6年度に南北棟の耐震改修工事を行い令和7年度には3棟揃った運営を行う。今後もセンターを中心として情報発信を行っている。		
23	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)	市民、団体、企業などとの連携の構築		森林ボランティアの支援	森林の保全に取り組む森林ボランティア団体の活動支援を行い、日本一の里山と言われる黒川地区の里山を含めた森林の整備に努めていきます。	市民環境部	産業振興課	A	黒川地区の里山を含めた森林の整備を行う市内の森林ボランティア5団体に補助金を交付することで、活動支援を実施した。	各ボランティア団体が黒川地区の里山を含めた森林の整備や保全の活動を継続することができた。	森林ボランティア団体だけでなく、森林保全に取り組む団体等へ支援を広げ、森林の整備や保全に努めていく。		

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査
(令和5年度)

自己評価の評価方法
A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D 実施していない、実施内容等の再検討する必要がある。

No	基本戦略		施策 №	施策名称	施策内容	担当部	担当課	自己 評価	令和5年度の実施状況 (2023年度)	成果と課題	今後の方向性	前回委員意見(赤字) と前回市回答(黒字)	担当課回答(委員意見に対する回答)
24	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)	市民、団体、企業などとの連携の構築	自然や景観への保全活動をサポート	都市政策部 市民環境部	都市政策課 環境政策課	C	- (新たな指標)	- (新たな指標)	次年度以降の取組み実施に向け、関係各課で内容を調整・検討する。 住民・事業者等による景観形成の取組みをホームページで紹介する。		
25	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	1)	市民、団体、企業などとの連携の構築	事業者との連携及び生物多様性戦略作成の応援	市民環境部	環境政策課	A	環境フェスタを12月に開催した。その中で国崎グリーンセンター啓発施設ゆめぼたの活動内容を紹介するなど、団体、事業者と連携・協力を維持することができた。	環境フェスタを通じて団体、事業者の活動を市民に紹介することが出来た。	今後も環境フェスタなどを通じて団体、事業者と連携・協力を維持していきたいと考えている。		
26	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	2)	兵庫県や市民団体との既存事業の継続	北摂里山博物館構想	市民環境部	文化・観光・スポーツ課	A	里山保全や教育の振興、観光の推進を図るとともに、地域住民に限らず市内外から様々な方が集まる交流拠点として活用していくことを通じ、北摂里山の持続的な保全を図り、北摂地域の活性化につなげていく取組みを兵庫県と連携して実施していきます。	令和5年度に川西市黒川里山センター南北棟の管理運営を指定管理者が行い、子どもを中心とした里山体験学習等の事業を行った。引き続き関係人口の拡大を図り地域課題の解決及び活性化につなげる必要がある。	R6年度に南北棟の耐震改修工事を行い令和7年度には3棟揃った運営を行うため、センターを中心とした北摂里山を継続的に保全しつつ、地域の活性化につながる取組を展開していく。		
27	基本戦略4	各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大	2)	兵庫県や市民団体との既存事業の継続	NPOなどと連携した河川美化の実施	美化衛生部	美化推進課	A	NPOなどが実施する河川美化活動の支援として、ごみの収集を8回実施した。	NPOなどと連携し、ごみの収集を行った。	引き続き、NPOなどが実施する美化活動を支援していく。		
全体、その他						市民環境部	環境政策課				(委員)担当している方の出席も図って、一緒に協議していただくことが可能であればお願いしたい。 (市)実際に委員会とかに出て、直接お聞きしないとちょっとわからないという話になれば、出席するなども考えていかなければいけないと思っている。都度、内容とか状況に合わせた形で担当課長なども出席できればと考えている。 (委員)川西北小学校前の水路。これは川西市のホームページにも載っているが、この場所を、どこに水路があってどこに貴重な生き物がいるのかということがわかってしまうので、今後場所がわからない形で表記してほしい。」と言う意見に対して、「表に出して地域を挙げて皆で守っていくことが大切。隠してしまうといつの間になくなってしまふ。完全に保全しています、というのを知らしめた方がよい。」という意見があり、委員会としては「保全地ということがわかるようなことをやっていく」ということで検討してはどうか、ということになった。 (市)一度検討させていただく中で、場合によっては各委員にご相談させてもらったりして考えられたらと思う。引き続き検討させていただきたい。	(環境政策課)変更なし (環境政策課)4.その他(3)「委員会の開催計画について」で別途説明します。 (環境政策課)4.その他(2)「出在家町(川西北小学校横)キセウ川西の市街地水路の水生生物群の保存のための啓発について」で別途説明します。	

第3次川西市環境基本計画 進捗管理表

環境分野	施策体系項目	進行管理指標		評価したい項目	行動方針	基準	現況						(参考)第2次川西市環境基本計画の総括			担当課 (回答課)	取組みへの意見	
						R4年度 (2022年度)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R5年度の取組状況 (成果及び問題点)	H27年度とR5年度との差 (R5年度 - H27年度)			達成状況 (○か×)
自然環境	里山の保全	1	森林ボランティア登録数	里山保全活動に関する市民意識	増やす	212人	153人						市内5団体に活動補助金を交付し、ボランティア活動を支援することができた。	▲ 66人	×	目標を達成することはできなかったが、ボランティア団体を支援しつつ、事業奨励補助に移行するよう検討を行った。今後も、里山保全活動の支援について検討する。	産業振興課	
	水辺の保全	2	河川の自然環境保護活動参加者数	河川環境の保全に関する市民意識	増やす	531人	586人						「ひょうごアドプト事業」に参加している団体等が積極的に美化活動を実施した。参加人数は前年に比べ、増加した。	39人	○	市民団体等の積極的・継続的な美化活動を通じて、河川環境に関する市民の意識形成に寄与してきたが、更なる意識向上を図るために継続的に今後も取り組んでいく。	道路整備課	
	農地の保全	3	市民農園区画数	市民による農業参画	増やす	581区画	623区画						市民農園活動の支援を行った。市民農園が新たに1園所開設された。	40区画	○	区画数の増加に関しては目標を達成することができた。今後、市民農園の空き区画については、積極的に追加募集を行い、市民による農業参画を推進する。	産業振興課	
		4	新規の農業就業者数	新たな担い手の創出	増やす	6人	4人										農業委員会	
		5	直売所のぼりを掲げている店舗数	地産地消の推進	増やす	17店	17店										産業振興課	
	生物多様性の保全	6	1年間に捕獲した有害鳥獣及び外来生物の数(シカ、アライグマ、ネオトリア、イノシシ)	生態系、生物多様性に向けた取組み	増やす	186匹 (有害94匹、外来92匹)	213匹 (有害122匹、外来91匹)											産業振興課
環境美化の推進	7	市道不法投棄物処理量	不法投棄物防止に関する取り組みの効果	減らす	12,980kg	9,950kg							パトロールや市民からの通報により不法投棄物を迅速に処理するとともに、不法投棄防止重点地区(5地区)のパトロールを重点的に実施した結果、回収した不法投棄物の総量は令和4年度より減少に転じた。しかしながら、依然として不法投棄はなくならず。引き続き市民モラルに対して効果的な啓発を行う必要がある。	▲ 4,910kg	○	各年度の回収した不法投棄物の総量をもとに、年度により増減があり、結果的には一定の水準にとどまっていることが確認できる。R4年度からR5年度の結果を見ると、パトロールを強化したことにより、回収した不法投棄物の総量は減少したため、土木部全課のパトロール業務の中で不法投棄の監視、回収を行うなどパトロール体制を強化していく必要がある。また、防止対策として啓発用の電柱幕や市民モラルに訴える看板等を設置し、不法投棄を抑止するための啓発をさらに進めていく。	道路管理課	
	8	クリーンアップ大作戦参加者数	環境美化に関する市民意識	増やす	28,597人	34,287人							前年度より参加者が5,690人増加した。	▲ 5,975人	×	高齢化による参加者の減少などで目標は達成できなかったが、直近3年では参加者数は増加している。今後も参加者を増やし、地域清掃に関心を持って協力いただけるように努めていく。	美化推進課	
	9	放置自転車強制移動台数	駅周辺環境の美化拡充	減らす	443台	369台							撤去現場における啓発活動を継続した結果、1日当たりの撤去台数はR4年度からやや減少し、2.5台となった。平日については放置自転車が減少傾向にあるものの、土日祝は撤去や啓発業務が実施出来ておらず、放置車両の状況を把握できていない。	▲ 346台	○	きめ細やかな啓発活動や効率的な撤去活動を継続することで、放置自転車強制移動台数を当初より減少させつづけることが出来た。これにより、歩行者の通行環境が向上したと考えられる。今後は土曜日の撤去・啓発業務を導入することにより、さらなる駅周辺環境の改善を目指す。	交通政策課	
都市・生活環境	10	加茂大気測定局における二酸化窒素の年平均値の年間98%値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.025ppm (環境基準達成)	0.023ppm (環境基準達成)							環境基準(0.06ppm)に対して安定して下回った状況が続いている。	▲ 0.009ppm	○	基準達成を維持することができた。今後も基準達成を維持できるよう、次世代自動車の普及やエコドライブの推進を進めていくための啓発方法を検討していく。	環境政策課	
	11	多田浄水場における生物化学的酸素要求量(BOD)の年間75%値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.7mg/L (環境基準達成)	0.6mg/L (環境基準達成)							環境基準(2.0mg/L)を継続的に下回っていることから、良好な状態を維持している。	▲ 0.1mg/L	○	基準達成を維持することができた。今後も猪名川に関する啓発を継続し、良好な水質の維持に努める。	環境政策課	
	12	道路に面する騒音の環境基準達成率	公害による周辺環境への影響	増やす	87.5%	75.0%							4路線における昼間、夜間の騒音測定(計8回)のうち、中国縦貫自動車道及び国道176号線において、昼間の騒音レベルが71db(環境基準70db)で、夜間の騒音レベルが68db(環境基準65db)であり、環境基準を達成しなかった。しかし、測定条件は異なるため参考値となるが、都道府県公安委員会に措置を要請する要請限度未満(昼間75db、夜間70db)は達成している。	0.0%	×	中国縦貫自動車道及び国道176号線において環境基準値に不適合であったため目標の達成には至らなかったが、都道府県公安委員会に措置を要請する要請限度未満の値が継続していることから、継続して監視していく。	環境政策課	
	13	航空機騒音の測定結果	公害による周辺環境への影響	減らす	61dB	62dB							・道延便対策など、空港関係会社に対する環境対策の実施を引き続き要望している。 ・航空機騒音がコロナ禍前の水準近くまで回復しつつあることに伴い、騒音値が高くなっている。	1dB	×	環境基準は達成していないものの、国及び空港関連事業者に対する要望を継続した結果、計画期間中に最新機種を導入が行われるなど、一部騒音対策に寄与した。	都市政策課	
	14	行政が受理する年間公害苦情件数	公害による周辺環境への影響	減らす	58件	63件							昨年度と比較し、大気汚染、振動、悪臭に関する苦情が減少し、水質汚濁、騒音に関する苦情が増加した。	38件	×	評価を行った期間を通して工事現場の騒音に対する要望を多く受けたことから、特定建設作業実施届の提出時等の事業者と接する機会を通じて、事前に近隣住民等へ説明を行うよう事業者へ依頼している。	環境政策課	
	15	「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合(市民実感調査)	道路環境の整備に関する取り組みの効果	増やす	62.1%	66.9%							道路の老朽化が進む中、効率的・効果的に補修を実施したことにより、目標が達成されたと考える。	9.0%	○	従前は、補修案件毎に発注を行っていたが、平成30年度からは事前に担当事業者を決めておく「地域型」を導入したことで、市民ニーズに可能な限り適切に対応することができた。	道路整備課	

第3次川西市環境基本計画 進捗管理表

環境分野	施策体系項目	進行管理指標		評価したい項目	行動方針	基準	現況						(参考)第2次川西市環境基本計画の総括			担当課 (回答課)	取組みへの意見			
						R4年度 (2022年度)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R5年度の取組状況 (成果及び問題点)	H27年度とR5年度との差 (R5年度 - H27年度)			達成状況 (○か×)	まとめ (第2次基本計画における進行管理指標の総括)	
良好な都市景観の形成	16	川西の景観に関心がある市民の割合(市民実感調査)	都市景観に関する市民意識	増やす	81.9%	82.6%						・景観まちづくりに関する情報をまとめたホームページ「景観ポータルサイト」を作成した。 ・「かわにしまちなみギャラリー」において絵画と写真を募集し、自由に利用できる素材としてホームページで公開した。 ・川西の様々な景観がみられるスポットを地図上にまとめた「景観ビューポイントマップ」を公開した。 ・各関係所管課及び活動団体等で取り組んでいる景観形成に関する活動内容をホームページで紹介した。 ・啓発や情報発信について、SNSの活用など手法を変えながら取り組んでいる。	0.5%	○	豊かな自然景観や美しいまち並みを身近に感じられる暮らしができる本市においては、潜在的に景観への意識が高い市民が多く、魅力的な景観が維持できている。その質の高い景観を持続的に発展させていくため、景観計画に基づく景観形成の取組みや、市民等への啓発活動として写真等の募集やホームページ作成などにも取り組んだ結果、市民の景観への関心は高水準を維持できた。また、令和6年3月の景観計画の見直しでは、目標や推進方策は継承しつつ、市民と事業者と行政が協働できる仕組みづくりを行った。	都市政策課				
	17	グリーンフラワーグループ登録団体数	緑化活動に関する市民意識	増やす	36団体	39団体						緑化啓発や広報誌などでの周知を行い、団体数が増加し、公園に彩りや安らぎを与えた。	▲ 33団体	×	令和2年度に川西市緑化協会は解散したことから登録団体数は大幅に減少したが、その後も、川西市緑化祭や市民の緑化支援としてグリーンフラワーグループ制度等を公園緑地課が引継ぎ、継続して市内の緑化推進に努めている。	公園緑地課				
	18	「川西市は緑が豊かなまちだ」と感じる市民の割合(市民実感調査)	自然共生の実態	増やす	85.9%	91.20%											環境政策課			
地球環境	循環型形成社会の	19	市民一人一日あたりのごみの排出量(総ごみ排出量÷365日÷年度末人口)	市民のごみ減量化に向けた取り組み	減らす	822g	800g						前年度実績より22g減少した。	▲ 149g	○	さらなるごみの減量のため啓発・取り組みに努めていく。	美化推進課			
		20	ごみのリサイクル率	再資源への取組み	増やす	26%	25.7%											美化推進課		
		21	市内の公共施設における紙使用量(外注分除く)	環境率先行動計画の推進	減らす	35,112,711枚	31,919,379枚											環境政策課		
	地球温暖化対策	22	川西市市域における温室効果ガス排出量	温室効果ガス総排出量削減への取組み	減らす	492千t-CO ₂	486千t-CO ₂												環境政策課	
		23	再生エネルギー市内導入量	再生可能エネルギーへの転換	増やす	26.530MW	31.303MW												環境政策課	
		24	自家用車よりも公共交通を利用することが多い市民の割合	公共交通の利用促進に向けた取組み	増やす	45.1%	48.5%												交通政策課	
		25	低炭素住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす	21件	16件													住宅政策課
26	長期優良住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす	245件	219件													住宅政策課		
環境行動	環境情報の発信と共有	27	市の環境関連ホームページアクセス数	市民の環境に関する取り組みや活動への興味・関心	増やす	13,740アクセス	10,333アクセス						太陽光パネル・蓄電池設置費補助金の申請受付が令和4年9月1日から令和5年1月31日までであったことから、太陽光パネル・蓄電池設置費補助金に関する閲覧が減少した。また、生物多様性ふるさと川西戦略に関するページの閲覧が減少したため、こうした減少が令和4年度に比べて令和5年度のアクセス数が減少した主な原因であると考えられる。	8,585アクセス	○	平成27年度より8,585アクセス増加した。引き続き必要な情報の発信に努める。	環境政策課			
		28	「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」と思う市民の割合(市民実感調査)	環境保全活動に関する情報の入手状況	増やす	20.3%	22.0%							昨年度と比較し、「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」と思う市民の割合は増加した。令和5年度には川西市環境フェスタの実施などにより発信の場を作った。	▲ 4.3%	×	平成27年度から約20%のままでほとんど変化がみられないという結果となった。今後も、令和5年度に行った川西市環境フェスタのような発信の場を継続的に設けると共に、ホームページでの団体の活動案内の掲示等情報発信についてさらに検討を行う。	環境政策課		
	環境学習の促進	29	小学校の里山体験学習実施校数の割合	環境学習の推進	現状維持	100% (16校)	100% (16校)						黒川地区を題材とし、ボランティア団体の支援、協力を得ながらフィールド学習や体験学習を実施することができた。	0%	○	日本一の里山とうたわれる黒川地区を舞台に、市内全小学校の4年生が、多くのボランティア団体や施設の支援、協力を得ながら自然に対する畏敬の念を育み、環境について考える体験学習を継続して行うことができた。	教育保育課			
		30	自然フィールド研修参加者数	環境学習を進める上での環境整備	現状維持	29人	29人						黒川地区を題材とした教職員研修、支援員の資質向上研修を実施した。	5人	○	大学教授等、識者の方による実地研修を毎年行うことで、市内教職員、ボランティア支援員がより専門的な知見を身につける機会を設けることができた。	教育保育課			
環境保全活動	31	ボランティアやNPOなどの活動に参加している市民の割合(市民実感調査)	環境保全活動への市民意識	増やす	9.0%	7.0%							新型コロナウイルス感染症拡大防止などの影響で市民活動団体等の活動自体が減少したことにより、活動に参加する機会が減ったと考えられる。	▲ 5.1%	×	令和5年度には、令和4年度まで開催していたシンポジウムに代わり、より多くの方が市の自然活動や環境保全に参加するきっかけ作りを目的に、「川西市環境フェスタ」と題して自然や環境を身近に感じる体験イベントや展示を行った。こうした環境保全活動に関心を持っていたりするような発信を引き続き行っていく。	環境政策課			

エネルギー利用・温室効果ガス排出状況等

本市の温室効果ガス排出量の削減目標

年度	基準年度 2013年度	2020年度	現況 2021年度	目標 2030年度	長期目標 2050年度
基準年度比	-	31％削減	32％削減	50％削減 (吸収源含む)	排出実質ゼロ (カーボンニュー トラル)
温室効果 ガス排出量	710千t	492千t (▲ 218千t)	486千t (▲ 224千t)	355千t (▲ 355千t)	

部門・分野別の温室効果ガス排出量の比較

部門・分野	2020年度 排出量	2021年度 排出量	2021年度 - 2020年度
	千t	千t	千 t
産業	86	112	26
業務その他	115	107	-8
家庭	140	123	-17
運輸	129	127	-2
一般廃棄物	22	17	-5
合計	492	486	-6

、 の出典）自治体排出量カルテ CO2排出量の現状把握（2025年2月末時点）

再生可能エネルギーの導入状況

区分		既導入分						既存計画分					
		導入件数（件）			導入容量（MW）			導入件数（件）			導入容量（MW）		
		2022年9月末	2024年6月末	差	2022年9月末	2024年6月末	差	2022年9月末	2024年6月末	差	2022年9月末	2024年6月末	差
太陽光発電	10kW未満	4,339	4,855	516	17.864	20.689	2.824	71	1	-70	0.419	0.003	-0.416
	10kW-1MW未満	307	307	0	4.965	4.965	0.000	16	1	-15	0.535	0.125	-0.410
	1MW以上	1	2	1	1.000	2.950	1.950	4	1	-3	7.170	1.240	-5.930
	太陽光発電合計	4,647	5,164	517	23.830	28.604	4.774	91	3	-88	8.124	1.368	-6.756
風力発電		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水力発電		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電		1	1	0	2.700	2.700	0	0	0	0	0	0	0
合計		4,648	5,165	517	26.530	31.303	4.773	91	3	-88	8.124	1.368	-6.756

出典）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト
「エリア別の認定及び導入量 市町村別認定・導入量」（2024年6月末時点）

参考：本市のエネルギー需要量

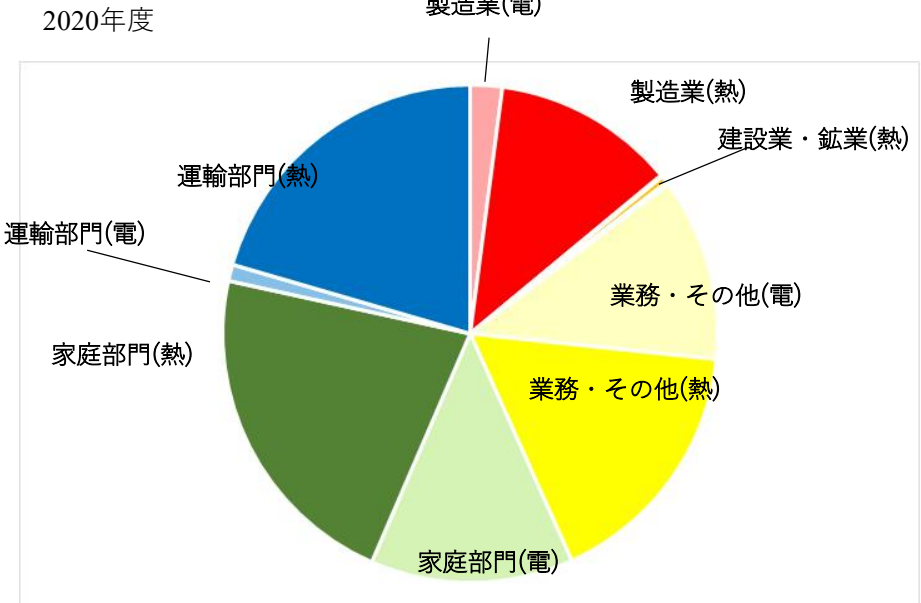
区分		電力						燃料・熱(B)			全エネルギー（A＋B）		
		電力量			エネルギー換算値（A）								
		GWh/年			TJ/年			TJ/年			TJ/年		
		2020年度	2021年度	差	2020年度	2021年度	差	2020年度	2021年度	差	2020年度	2021年度	差
産業	製造業	37.6 (7.0%)	49.4 (8.8%)	11.8 (42.2%)	175.9 (7.3%)	220.7 (8.0%)	44.8 (12.7%)	1007.3 (16.7%)	1312.9 (20.1%)	305.6 (62.5%)	1183.2 (14.0%)	1533.6 (16.5%)	350.4 (41.7%)
	建設業・鉱業	2.2 (0.4%)	2.4 (0.4%)	0.2 (0.8%)	9.9 (0.4%)	11.2 (0.4%)	1.3 (0.4%)	37.8 (0.6%)	37.9 (0.6%)	0.1 (0.0%)	47.7 (0.6%)	49.0 (0.5%)	1.4 (0.2%)
	農林水産業	0.2 (0.04%)	0.2 (0.03%)	0.0 (0.00%)	0.9 (0.04%)	0.9 (0.03%)	0.0 (0.00%)	13.6 (0.23%)	11.4 (0.17%)	-2.2 -(0.46%)	14.6 (0.17%)	12.3 (0.13%)	-2.2 -(0.27%)
業務その他		224.7 (42.0%)	240.2 (42.6%)	15.5 (55.4%)	1002.8 (41.8%)	1105.1 (40.2%)	102.3 (29.0%)	1404.4 (23.2%)	1495.4 (22.9%)	91.1 (18.6%)	2407.2 (28.5%)	2600.5 (28.0%)	193.3 (23.0%)
家庭部門		251.1 (46.9%)	251.9 (44.7%)	0.8 (2.9%)	1117.6 (46.6%)	1317.5 (47.9%)	200.0 (56.8%)	1848.4 (30.6%)	1928.2 (29.5%)	79.8 (16.3%)	2965.9 (35.1%)	3245.7 (35.0%)	279.8 (33.3%)
運輸部門		19.5 (3.7%)	19.2 (3.4%)	-0.3 -(1.2%)	90.2 (3.8%)	94.1 (3.4%)	3.9 (1.1%)	1731.8 (28.7%)	1746.2 (26.7%)	14.4 (2.9%)	1822.0 (21.6%)	1840.3 (19.8%)	18.3 (2.2%)
合計		535.5 (100%)	563.4 (100%)	28.0 (100%)	2397.3 (100%)	2749.6 (100%)	352.3 (100%)	6043.3 (100%)	6532.0 (100%)	488.7 (100%)	8440.6 (100%)	9281.5 (100%)	840.9 (100%)

出典）兵庫県エネルギー消費統計、総合エネルギー統計、自治体排出量カルテ（全国、兵庫県、川西市）

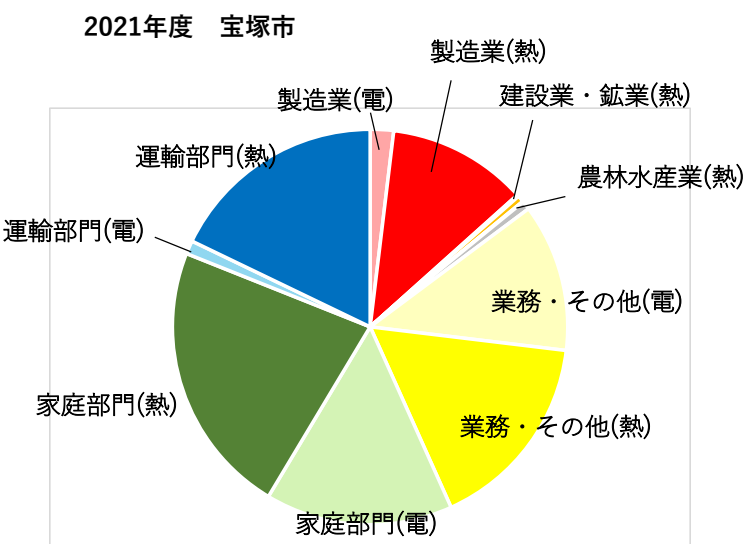
注）％値は合計から見る部門別の割合を表しています。

小数点以下の四捨五入の関係により、電力量とエネルギー換算値が一致しないことがあります。

○川西市のエネルギー需要量



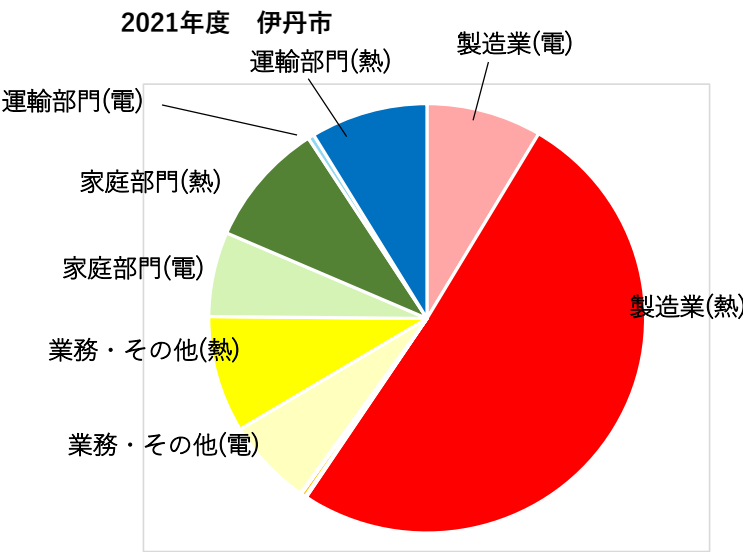
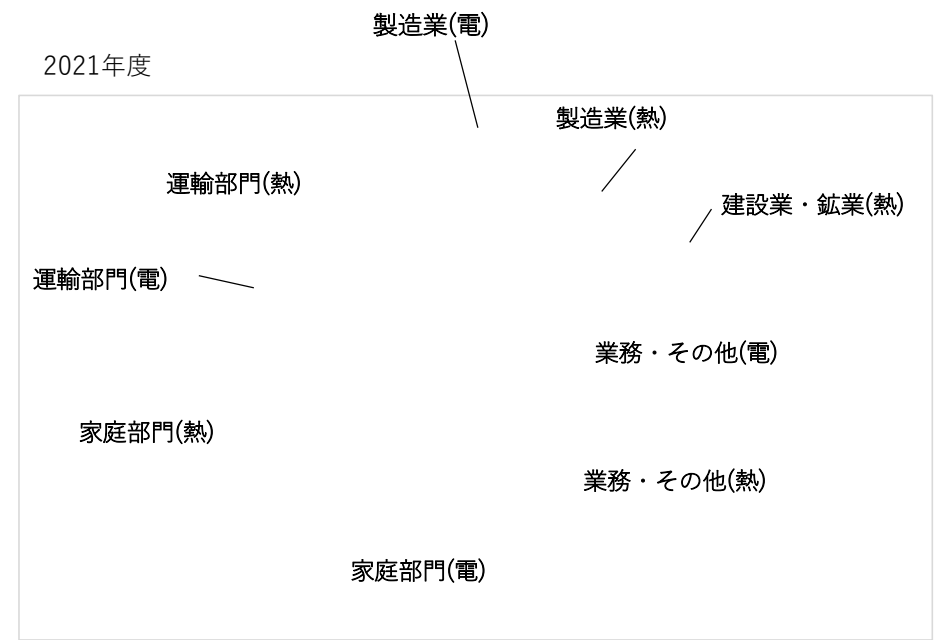
○近隣市のエネルギー需要量



宝塚市のエネルギー需要量

区分		電力量	電力	燃料・熱 (B)	全エネルギー (A+B)
			エネルギー換算値 (A)		
単位		GWh/年	TJ/年	TJ/年	TJ/年
産業	製造業	55.4	247.5	1472.2	1719.8
	建設業・鉱業	4.4	20.2	68.5	88.7
	農林水産業	1.5	7.4	90.3	97.8
業務その他		338.9	1558.8	2109.3	3668.1
家庭部門		377.5	1974.3	2889.2	4863.5
運輸部門		28.6	140.2	2299.4	2439.6
合計		806.3	3948.4	8929.0	12877.4

※左の円グラフには、赤枠部分の数字を使用しています。



伊丹市のエネルギー需要量

区分		電力量	電力	燃料・熱 (B)	全エネルギー (A+B)
			エネルギー換算値 (A)		
単位		GWh/年	TJ/年	TJ/年	TJ/年
産業	製造業	516.6	2306.2	13717.5	16023.6
	建設業・鉱業	5.8	26.6	90.2	116.8
	農林水産業	0.3	1.6	19.9	21.6
業務その他		381.5	1754.8	2374.7	4129.5
家庭部門		329.4	1722.6	2521.0	4243.6
運輸部門		25.0	122.6	2347.1	2469.7
合計		1258.6	5934.5	21070.3	27004.8

※左の円グラフには、赤枠部分の数字を使用しています。

この補足資料は、資料２－２の下段の「参考：エネルギー需要量について」の各区分における、エネルギー需要量の内訳をグラフにしたもので、電力は、エネルギー換算値(TJ/年)の値を使用している。
(電)は電力、(熱)は熱量・熱を表している。

○地球温暖化対策関連(民間企業等との連携)について

【資料2－3】

★川西市ゼロカーボンシティーパートナー企業の条件

下記の①～④全てに宛てはまること

- ①AB両方、またはAかBどちらかの取組みが出来ること
 - A 温室効果ガス(CO2)削減に関する取組み
 - B 環境・自然にかかる啓発活動)
- ②自社の取組みを実施し、毎年取組みの実績を報告できること
- ③適宜、川西市の脱炭素化に向け市と協力して取組みができること
- ④反社会勢力等でないこと

★川西市ゼロカーボンシティーパートナー企業等申請等の流れについて

- ①川西市：パートナー企業等募集
- ②企業等：パートナー企業の申し出（随時申請を行う）
- ③川西市：審査・登録
- ④企業等：当該年度の削減した脱炭素排出量を川西市に報告
- ⑤川西市：5．5市独自の取り組みに記載

②の時に、企業等が市に提出する書類

【申請書】

(案)

川西市長 あて

川西市 〇〇株式会社

住所 〇〇県△△市〇〇-〇-〇

事業所・支店等 川西市●●-●-●

企業名 〇〇株式会社

代表者氏名 △△ △△

担当者 □□ □□(連絡先〇〇-〇〇)

川西市ゼロカーボンシティーパートナー企業に係る申請書

当社は、積極的に川西市地球温暖化対策実行計画（区域協働編）の取組みとして、下記の内容を積極的に実施してまいります。

については、「2030川西市ゼロカーボンシティー宣言」一すべては、未来への責任を果たすための一」の実現に向け、川西市ゼロカーボンシティーパートナー企業となることについて申請します。

記

1. 川西市ゼロカーボンシティー宣言に共感し、川西市地球温暖化対策実行計画（区域協働編）の取組みを実施します。

（取組み内容）

A 温室効果ガス（CO2）削減に関する取組み（詳細は様式①）

B 環境・自然にかかる啓発活動（詳細は様式②）

2. 毎年、自社の取組みを振り返り、実績報告書（様式③）を提出します。

3. 適宜、川西市の脱炭素化に向け市と協力して取組みを進めます。

（添付書類）

様式①「川西市内の温室効果ガス（CO2）削減の取組みおよび環境・自然にかかる啓発活動について」

様式②「誓約書」

【誓約書】

(案)

川西市長 あて

川西市 〇〇株式会社

住所 〇〇県△△市〇〇-〇-〇

事業所・支店等 川西市●●-●-●

企業名 〇〇株式会社

代表者氏名 △△ △△

担当者 □□ □□(連絡先〇〇-〇〇)

川西市ゼロカーボンシティーパートナー企業に係る申請書

当社は、積極的に川西市地球温暖化対策実行計画（区域協働編）の取組みとして、下記の内容を積極的に実施してまいります。

については、「2030川西市ゼロカーボンシティー宣言」一すべては、未来への責任を果たすための一」の実現に向け、川西市ゼロカーボンシティーパートナー企業となることについて申請します。

記

1. 川西市ゼロカーボンシティー宣言に共感し、川西市地球温暖化対策実行計画（区域協働編）の取組みを実施します。

（取組み内容）

A 温室効果ガス（CO2）削減に関する取組み（詳細は様式①）

B 環境・自然にかかる啓発活動（詳細は様式②）

2. 毎年、自社の取組みを振り返り、実績報告書（様式③）を提出します。

3. 適宜、川西市の脱炭素化に向け市と協力して取組みを進めます。

（添付書類）

様式①「川西市内の温室効果ガス（CO2）削減の取組みおよび環境・自然にかかる啓発活動について」

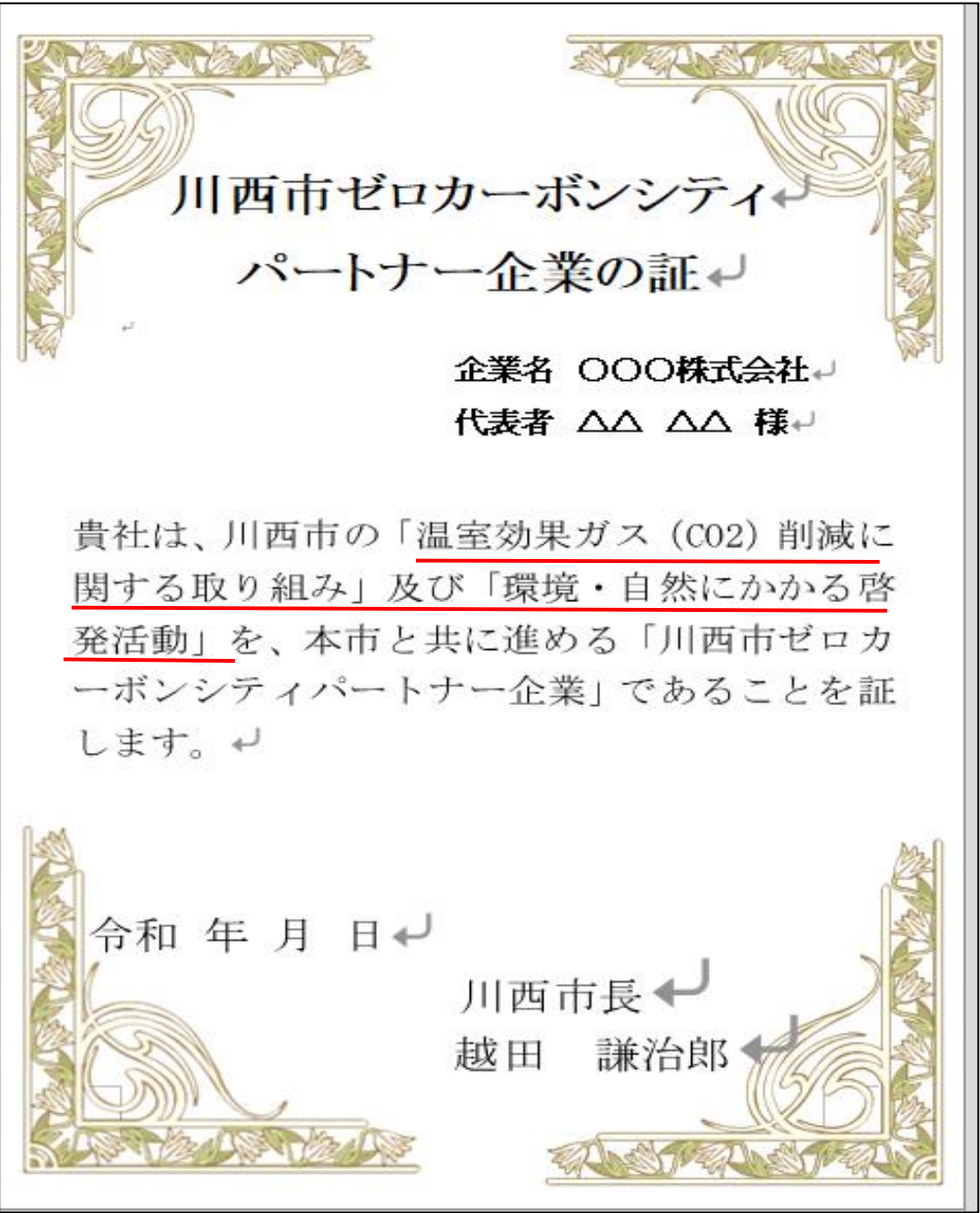
様式②「誓約書」

【取組み内容】				
川西市内の温室効果ガス（CO2）削減の取組みおよび環境・自然にかかる啓発活動について				
企業名 〇〇株式会社				
担当者 □□ □□				
当社は次の取組みも行います。				
A 温室効果ガス（CO2）削減に関する取組				
①数値化できるもの・・・温室効果ガス（CO2）削減量を数値化できる取組				
取組み	内容	CO2排出削減量の算定方法	基準年度	備考
BtoB（ボトルトッボトル）の取組	回収したペットボトルをリサイクルし、新たなペットボトルとして活用します。	削減量は自社公表基準により算定する。	2013年度	川西市、猪名川町、豊能町、能勢町から回収したペットボトル数を各市町の人口で按分して川西市の排出削減量を算定する。
コンポスト設置の取組	コンポストを活用し生ゴミを堆肥化します。	環境省の算出方法により算定する。	2013年度	環境省の算出方法に準じ生ゴミの回収量をもとに算定する。
※基準年度は基本的に2013年度とします。ただし2013年度の実績を記載出来ない場合は申請した年度など、各企業で設定した年度を記載して下さい。				
②現時点で数値化が困難なもの・・・温室効果ガス（CO2）削減量を現時点では数値化できない取組				
取組み	内容	開始年度	備考	
使用エネルギーの可視化	自社で使用しているエネルギー利用（電気・ガス・ガソリン・軽油・灯油・重油・液化石油ガス・都市ガス等）の可視化を行う。	2025年度	温室効果ガス削減への第一歩として、エネルギーの見える化を行う。将来的には、エネルギーの効果的な利用により、温室効果ガス削減に努める。	
B 環境・自然にかかる啓発の取組				
取組	内容	実施予定回数／年	開始年度	備考
環境フェスタへの出展	川西市環境フェスタで「〇〇〇」の体験ブースを出展	1回／年	アステール	
出前授業	〇〇小学校で出前授業「△△△」を開催	1回／年	川西市〇〇小学校	

○地球温暖化対策関連(民間企業等との連携)について

【資料2－3】

③で、市で審査。登録を行った企業等に市が送付する書類
必要に応じて、証を企業の事務所等に掲示していただくことを想定している。



※赤下線について、取組み内容に応じて記載します。
例えば、「温室効果ガス(CO2)削減に関する取組み」または、「環境・自然にかか

⑤の実績報告時に、企業等が市に提出する書類

様式③

(案)

川西市内の温室効果ガス（CO2）削減の取組みおよび環境・自然にかかる啓発活動について実績報告書(20〇〇年度)

企業名 〇〇〇株式会社
担当者名 □□ □□

当社の取組みについて下記の通り報告します。

A 温室効果ガス（CO2）削減に関する取組

①数値化できるもの・・・温室効果ガス（CO2）削減量も数値化できる取組

取組み	内容	CO2排出削減量の算定方法	基準年度	削減したCO2排出量	備考
BtoB（ボトルトッボトル）の取組	回収したペットボトルをリサイクルし、新たなペットボトルとして活用します。	削減量は自社公表基準により算定する。	2013年度	10Kg-CO2	削減量の算定については別紙の通り
コンポスト設置の取組	コンポストを活用し生ゴミを堆肥化します。	環境省の算出方法により算定する。	2013年度	20Kg-CO2	削減量の算定については別紙の通り

②現時点で数値化が困難なもの・・・温室効果ガス(CO2)削減量も現時点では数値化できない取組

取組み	内容	開始年度	今年度の取組み
使用エネルギーの可視化	自社で使用しているエネルギー利用（電気・ガス・ガソリン・軽油・灯油・重油・液化石油ガス・都市ガス等）の可視化を行う。	2025年度	エネルギーごとの利用量の台帳を作成し利用量の集計を行った。 集計結果は別紙の通り。

B 環境・自然にかかる啓発の取組

取組	内容	開始年度	実施日	参加者数	備考
環境フェスタへの出展	川西市環境フェスタで「〇〇〇」の体験ブースを出展	アステホール	R7.10.1		
出前教室	〇〇小学校で出前教室「△△△」を開催	川西市〇〇小学校	R7.12.12		

平成12年4月実施

川西市グリーン購入ガイドライン

1 目 的

このガイドラインは、国等による環境物品等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、環境に配慮したやさしい製品を優先的に購入することにより地球温暖化防止対策に寄与することを目的とする。

2 対 象

このガイドラインは、市の全ての事務事業を対象とする。

3 基本原則

市は次の原則により製品を購入することとする。

- (1) 市内グリーン購入例示リスト及びグリーン購入ネットワークの商品選択のための環境データベース並びに製品メーカーのカタログ等を参考にすること。
- (2) 使用中に、資源やエネルギーの消費量が少ない製品であること。
- (3) 長期使用可能な製品であること。
- (4) リサイクル可能な設計の製品であること。
- (5) 再生された素材を多く使用している製品であること。
- (6) 廃棄されるとき処理や処分が容易な製品であること。

4 品 目

このガイドラインの適用品目は次に掲げるものとする。

(1) O A 用 紙 類

- ① 古紙配合率100%であること。
(100%の製品がない場合は、より多く配合していること)
- ② 白色度が70以下であること。
(70以下の製品がない場合は、白色度のより低い製品を選ぶこと。)

(2) 印 刷 用 紙 類

- ① 古紙配合率100%であること。
(100%の製品がない場合は、より多く配合していること)
- ② 白色度が70以下であること。
(70以下の製品がない場合は、白色度のより低い製品を選ぶこと。)
- ③ 表面コーティングの度合いが少ないこと。
- ④ プラスチックコーティングなどリサイクルしにくい加工がされていないこと

(3) 衛 生 用 紙 類

- ① 原料が古紙100%。
(100%の製品がない場合は、より多く配合していること)
- ② 白色度が低いこと。

(4) コ ピ ー 機 器 類

- ① 使用時の電力消費量が少ないこと。なお、コピー機については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく「エネルギー消費効率」の値が小さいこと。

- ② 一定時間使用しないと自動的に低電力モードやオフモードに移行する機能が充実していること。
- ③ 両面コピー／印刷機能が付いていること。
- ④ 使用時のオゾン放出が少ないこと。(別添資料参照)
- ⑤ 使用後に分解して部品の再使用や素材のリサイクルがしやすいように設計されていること。
- ⑥ 使用後に回収され、多くの部品が新製品等に再使用され、他の部分も素材としてリサイクルされること。
- ⑦ 再使用された部品やリサイクルされた素材が使われていること。
- ⑧ 使用済みトナーカートリッジが適切に回収・リサイクルされること。

(5) パソコン機器類

- ① 使用時の電力消費量が少ないこと。
- ② 一定時間使用しないと自動的に低電力モードに移行する機能を有しており、低電力モードでの消費電力が小さいこと。
- ③ 長期使用を可能にするため、性能向上や機能拡張ができること。
- ④ 使用後に部品の再使用や材料リサイクルがしやすいように設計されていること。
- ⑤ 製造者が使用済み自社製品を引取り・リサイクルするよう努めていること。
- ⑥ 再生プラスチック材がつかわれていること。
- ⑦ 本体、モニター、キーボードに、焼却時にダイオキシンや塩化水素ガスを発生させる恐れのある難燃剤やPVC(ポリ塩化ビニル)を使用していないこと

(6) そ の 他

- (1)～(5)に掲げるもの以外の製品についても、環境にやさしい製品を購入することとする。

5 このガイドラインは、社会状況の変化等必要に応じて改訂することとする。

6 実 施 日

このガイドラインは、平成12年4月1日から実施する。

川西市グリーン購入調達方針(イメージ)



持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

貧困や不平等・格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の17の目標（2015年9月の国連サミットで採択）



12 つくる責任つかう責任

持続可能な方法で生産し、消費する取り組みをすすめていこう

★グリーン購入もSDGs実現のための取り組みの1つです！

令和7年4月

目次

1 目的.....	1
2 対象範囲.....	2
3 基本的考え方.....	2
4 推進方法.....	2
別紙1 グリーン購入の手順.....	4
別紙2 川西市グリーン購入特定調達品目及び調達目標.....	6
1 紙類.....	7
2 文具類.....	8
3 オフィス家具等.....	12
4 O A機器(画像機器等).....	13
5 O A機器(電子計算機等).....	14
6 O A機器(オフィス機器等).....	15
7 携帯電話等.....	16
8 家電製品.....	17
9 エアコン等.....	18
10 温水器等.....	19
11 照明.....	20
12 自動車等.....	23
13 消火器.....	24
14 制服・作業服.....	25
15 インテリア・寝装寝具.....	26
16 作業手袋.....	27
17 その他の繊維製品.....	28
18 設備.....	29
19 災害備蓄用品.....	30
20 公共工事.....	31
21-1 役務(印刷〔外部発注〕).....	34
21-2 役務(印刷以外).....	38
22 ごみ袋等.....	39
23 食材・食品.....	40
24 日用品・雑貨等.....	41
参考(環境ラベル一覧).....	42
別紙3 グリーン購入実績集計表.....	47

川西市環境物品等調達方針

市民の生活や経済等に気候変動や異常気象による影響がますます深刻化するなか、世界共通の目標として、2015年にSDGs(持続可能な開発目標)とパリ協定(長期削減目標)が採択されました。

SDGsでは目標12「持続可能な生産消費形態を確保する」において、ターゲット12.7「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。」が位置付けられており、日本では目標達成の指標として国等の機関のグリーン購入が位置付けられています。

また、気候変動対策の観点では、パリ協定の発効に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)が改定され、「その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用」を推進することが定められています。

なお、日本国内では、製品やサービス等の調達という側面において、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)において再生品の使用の促進について言及されているほか、第5次環境基本計画(平成30年4月閣議決定)では重点戦略「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」においてグリーン購入が求められています。グリーン購入の取り組みは国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)が平成13年4月に施行されて以降、地方公共団体においても法に基づく取り組みが期待されています。

このため、地球温暖化を中心とした社会的課題の解決には、消費と生産のあり方を見直し、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的な発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。

このような状況を踏まえ、本市のあらゆる行政事務事業活動において、グリーン購入を効果的に推進していくため、川西市グリーン購入調達方針を定めます。

1. 目的

グリーン購入法で規定する環境負荷の低減に資する物品等(以下「環境物品等」という。)の調達の推進を図るための方針を定め、本市におけるグリーン購入の一層の推進を図ることで、本市の行政事務事業活動から生じる環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とします。

2 対象範囲

市のすべての機関が行う物品又はサービス(以下「物品等」という。)の調達とします。ただし、指定管理者施設については、方針の趣旨を踏まえ、グリーン購入の推進に努めるものとします。

3 基本的考え方

市では環境物品等を優先的に調達することにより、これらの市場の形成や開発の促進、また、地域経済における需要の転換を促すことで、持続可能な循環型社会の形成を図ります。

また、物品等の調達に当たっては、調達の必要性和適正な調達数量について検討を行い、業務上やむを得ない理由がある場合を除き、以下の基本的な考え方に則り、環境物品等を優先して調達するものとします。

- (1) 環境汚染物質の使用や放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費量が削減されていること。
- (3) 長期間の使用や再使用が可能であること。
- (4) 有効なりサイクルが可能であること。
- (5) 廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされていること。

4 推進方法

(1) 特定調達品目及び調達目標

特定調達品目は、グリーン購入法の基本方針に基づく特定調達品目のほか、本市独自品目になります。

調達目標は、分類別に設定し、毎年の調達実績を踏まえ、見直しを行うものとします。

・「川西市グリーン購入特定調達品目及び調達目標」…別紙2(P6～P7)

(2) 判断基準

環境省の「グリーン購入の調達者の手引き」を参考に本市独自の基準を設定しています。

(3) 各課等におけるグリーン購入の取組み

「川西市環境率先行動計画推進本部設置要綱」に基づく環境率先行動計画推進員は、調達目標を定めた特定調達品目に該当する物品等を調達しようとする際は、入札条件等にこれらを明示する等の方法により優先的に購入するものとします。

・「グリーン購入の手順」…別紙1(P4)

(4) 調達実績の把握等

ア 環境率先行動計画推進員は、毎年度事務局(環境政策課)の依頼により、前年度の実績を集計し、事務局に報告するものとします。

・「グリーン購入実績集計表」…別紙3(P47)

イ 事務局は、調達実績をとりまとめ、環境率先行動計画統括推進委員会に報告するものとします。

ウ 環境率先行動計画統括推進委員会は、報告に基づき評価を行い、必要に応じて目標や取り組み内容等の見直しを行います。

エ 本方針、調達目標及び調達実績については、市のホームページ等において公表します。

付 則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。

グリーン購入の手順

購入する必要は本当にありますか？

→ 今あるものの再利用の検討や、必要以上の個数の購入を控えます。

YES

NO

今回は購入を控えましょう。

特定調達品目に該当しますか？

YES

NO

国の基本方針(下記URL グリーン購入法HP参照)や環境ラベル(p.42 以降参照)等を参考に購入してください。

調査対象品目に該当しますか？

YES

NO

カタログや商品の包装等を確認し、グリーン購入の判断基準(p.8～42)に適合するものを購入してください。

カタログや商品の包装等を確認し、グリーン購入の判断基準(p.8～42)に適合するものを購入してください。

6月頃、環境率先行動計画統括推進委員会事務局から照会時に、前年度のグリーン購入実績の報告を行います

【報告手順】

1. 「別紙3 グリーン購入実績集計表」(p.47 参照)を作成します。別紙2(p.8～42)のグリーン購入の判断基準に適合しないものがあった場合は、その理由を入力します。理由は、以下の中から選択します。(複数該当する場合は全て選択してください。)

費用が増加するため

必要な規格・品質のものが製造されていないため

納品に時間を要し、業務に支障が出るため

その他

2. 作成した別紙3を、各推進員を通じて環境率先行動計画統括推進委員会事務局へ提出してください。

■ 参考となる主なホームページ

グリーン購入法HP

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

グリーン購入法＜文具類＞の手引き

一般社団法人 全日本文具協会のHPでグリーン購入法「グリーン購入法(文具類)の手引(PDF)」を参照してください。

<http://www.zenbunkyo.jp/>

エコ商品ねっと(日本最大級の環境情報データベース) - グリーン購入ネットワーク

<https://www.gpn.jp/econet/>

エコマーク認定商品検索サイト - エコマーク事務局

<http://www.ecomark.jp/search/search.php>

グリーン商品ショップ - ASKUL

<https://www.askul.co.jp/green/>

省エネ型製品情報サイト

<https://seihinjyoho.go.jp/>

1 紙類

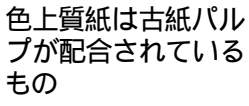
【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標100%(報告対象)、できる限り配慮する)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

「」表示は、川西市独自の品目

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位1	優先順位2
情報用紙	コピー用紙 ・PPC用紙、PPCカラー用紙、共用紙等	 グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる  【評価項目】 http://pnp.jp/pnp-paper.co.jp/pnpindex	 「エコ商品ねっと」掲載商   グリーンマーク
	フォーム用紙 ・NIP用紙等		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・スーパーファイン紙等		
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙 ・上質紙、中質紙、更紙、プロッター用紙、 マルチカード等	総合評価値の表示(コピー用紙・印刷用紙が対象)  エコマーク	 グリーンマーク
	塗工されている印刷用紙 ・アート紙、コート紙、マット紙等		
衛生用紙	トイレットペーパー	 FSC PEFC 森林認証紙	
	ティッシュペーパー ・ボックスタイプ、ポケットタイプ、ピロータイプ		
	ペーパータオル		
	キッチンペーパー		

【備考】

対象外の品目

- ・特殊紙(トレーシングペーパー等)
- ・複写紙、感圧紙(ノーカーボン紙、裏カーボン紙等)
- ・感熱紙(レジ用、FAX用等)
- ・圧着紙(圧着はがき用紙等)
- ・耐水紙

2 文具類

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標100%(報告対象)、できる限り配慮する)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

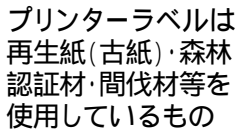
対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

「」表示は、川西市独自の品目

用途	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位1	優先順位2
筆記用具	シャープペンシル ・ノック式(ホルダー式)、回転式、複合筆記具	 グリーン購入法適合商品 グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品  森林認証材・紙  間伐材・紙  グリーンマーク  バイオマスマーク
	シャープペンシル替芯		
	ボールペン		
	ボールペン替芯		
	マーキングペン ・蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカー、ペイントマーカー、名前書き用、サインペン、ホワイトボード用、OHP用、筆ペン、万年筆等 ・詰替用は対象外		
	鉛筆 ・色鉛筆含む ・クレヨン、クレパスは対象外		
印章・ スタンプ 台	スタンプ台 ・補充インキは対象外	ボールペン替芯は 本体が川西市グリー ン購入調達方針 の基準を満たして いるもの	
	朱肉 ・補充用朱油・朱液は対象外		
	印章セット		
	印箱		
	公印		
	ゴム印 ・年契品の彫刻ゴム印、鋳造ゴム印は対象外		
	回転ゴム印 ・年契品の自動印、ナンバリング、チェックライター等は対象外		
図案・ 製図用具	定規 ・直線定規、三角定規、分度器等 ・製図機、製図台、コンパスは対象外		
一般事務 用品	トレー ・書類用、小物用、ペン用、硬貨用、決裁箱等		
	消しゴム ・砂消し、ペン型等含む		
	ステーブラー(汎用型) ホッチキス等 ・No.10の針使用のハンディタイプのもの ・タッカー、電動タイプ対象外		

用途	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位1	優先順位2
一般事務用品	ステープラー(汎用型以外) ・汎用型以外と針を用いないもの ・タッカー、電動タイプは対象外	G 法適合 グリーン購入法適合商品 グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記が異なる  エコマーク セロハンテープは 巻芯に再生紙(古紙)・森林認証材・ 間伐材等を使用しているもの	GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品  森林認証材・紙 間伐材マーク  間伐材・紙  グリーンマーク  バイオマス バイオマスマーク
	ステープラー針リムーバー		
	連射式クリップ(本体) ガチャック等		
	事務用修正具(テープ) ・交換用カートリッジ、カバーテープ等含む		
	事務用修正具(液状) ・補充液は対象外		
	クラフトテープ		
	布粘着テープ(布粘着プラスチック製クロステープを含む。)		
	両面粘着紙テープ		
	セロハンテープ		
	製本テープ ・ホットメルト樹脂タイプ含む		
	ブックスタンド ・ブックエンド、デスクラック、パンフレットスタンド等含む		
	ペンスタンド ・ペンホルダー等含む		
	クリップケース ・ゼムボックス、マグネットボックス等含む		
	はさみ		
	マグネット(玉) ・フック、クリップは対象外		
	マグネット(バー)		
	テープカッター ・机上用、ハンディタイプ、テープ付含む		
	パンチ(手動)		
	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)		
	紙めくりクリーム		
	鉛筆削り(手動)		
	OAクリーナー(ウェットタイプ) ・詰替用は対象外		
	OAクリーナー(液タイプ) ・ボトル、スプレー、ミスト、泡タイプ等 ・詰替用は対象外		
	ダストブロワー(エアダスター)		
	レターケース ・デスクチェスト、小物キャビネット等含む		
	メディアケース ・箱状のもの、ブックタイプのもの		
	マウスパッド		

用途	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位1	優先順位2
一般事務用品	OAフィルター(枠あり)	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品 
	丸刃式紙裁断機 ・ペーパーカッター、デスクカッター等		
	カッターナイフ		
	カッティングマット(カッターマット)		
	デスクマット		
	OHP フィルム ・ラミネートフィルムは対象外		
絵画用品	絵筆 ・刷毛は対象外	 エコマーク	 間伐材・紙
	絵の具 ・ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具 ・ペンキは対象外		
	墨汁		
事務用のり	のり(液状)(補充用を含む)		 グリーンマーク グリーンマーク
	のり(澱粉のり)(補充用を含む)		
	のり(固形)(補充用を含む)		
	のり(テープ)(補充用を含む)		
ファイル・ バインダー類	ファイル ・穴を開けてとじる各種ファイル (フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Zファイル) ・穴を開けずに閉じる各種ファイル (フォルダー、ホルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、ピン式ファイル、パンフレットファイル、スライド式ファイル、用箋狭(クリップボード)、図面ファイル、図面ケース、ケースファイル等) ・コンピュータ用データファイル (キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式) ・その他書類等をまとめて保管するための表紙・ケース・ホルダー類全般 (替表紙、板目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類・文書用保存箱(イーザーキャビネット)、サンプルボックス、チャック付ケース等)		 バイオマス バイオマスマーク
	バインダー ・MP、リング、その他、コンピュータ用等		
	ファイリング用品 ・背見出し、ポケット、仕切り紙等		
	アルバム(台紙を含む) ・台紙式、ポケット式、工事用等		
	つづりひも ・綴じひも、こより		
	カードケース ・名刺整理箱等含む		

用途	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位1	優先順位2
紙製品	事務用封筒(紙製) ・クッション材入りのものを含む ・祝儀袋等は対象外	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品  FSC PEFC 森林認証材・紙  間伐材マーク 間伐材・紙
	窓付き封筒(紙製)		
	けい紙 ・模造紙、方眼紙、レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ、メモ帳、原稿用紙、伝票、便せん、計算用紙・集計用紙、社内用紙等		
	ノート		
	パンチラベル		
	タックラベル(主にタイトル用) ・宛名用、タイトル用、OA用		
	プリンターラベル		
	インデックス(主に見出し用)		
	付箋紙 ・ロールタイプ含む		
その他	付箋フィルム ・ロールタイプ含む		 間伐材・紙  グリーンマーク グリーンマーク  バイオマス バイオマスマーク
	黒板拭き		
	ホワイトボード用イレーザー ・交換用は対象外		
	額縁 ・フレーム、パネル等含む		
	ごみ箱		
	リサイクルボックス ・多段式、連結式含む		
	缶・ボトルつぶし機(手動)		
	名札(机上用)(カード立て)		
	名札(衣服取付型・首下げ型)		
	鍵かけ(フックを含む)		
	チョーク		
	グラウンド用白線		
	梱包用バンド ・紙ひも等		

【備考】

主要材料にプラスチック・木質または紙を使用していないもの(金属類)は対象外とする。

3 オフィス家具等

【1】グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
いす ・回転いす、折りたたみいす、ソファ、ベンチ、教室用いす等 ・座いす、車いす、医療用いす、乳・幼児いす等は対象外	 グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記が異なる  エコマーク  JOIFAグリーンマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品  森林認証材・紙  間伐材・紙
机		
棚		
収納用什器(棚以外)		
ローパーティション		
コートハンガー		
傘立て		
掲示板		
黒板		
ホワイトボード		
個室ブース		
ディスプレイスタンド		

【備考】

いす、机、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボードに関しては、木製、プラスチック製、紙製の製品を対象とする。

棚および収納用什器、個室ブース、ディスプレイスタンドについては、木製、プラスチック製、紙製に加え、大部分の材料が金属類である製品も対象とする。

【参考】

・(一社)日本オフィス家具協会(JOIFA)「グリーン購入法の手引き[オフィス家具等]」

http://www.joifa.or.jp/pdf/green_10.pdf

4 O A機器(画像機器等)

【1】グリーン購入の対象品目(調達目標100%)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
コピー機(複写機)	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる  エコマーク  国際エネルギースター プログラム(エネスタ) OA機器のみ  E & Q マーク トナーカートリッジのみ	 「エコ商品ねっと」掲載商品
複合機		
拡張性のあるデジタルコピー機		
プリンタ		
プリンタ複合機		
ファクシミリ		
スキャナ		
プロジェクタ		
トナーカートリッジ ・トナー容器、感光体または現像ユニットの いずれか2つ以上組み合わせたもの ・回収トナーボックス、廃トナーボトル、ドラムカ ートリッジ、ドラムユニット、感光体ユニット、現 像ユニット、定着ユニット等は対象外 ・「エコ商品ねっと」に掲載されているものでも、 グリーン購入法適合の欄に対象外とあるものは 対象外		
インクカートリッジ ・インクを充填したインクタンクおよび印字ヘッ ド付きインクタンクである印字のためのカート リッジ ・容器にインクを補充するタイプは対象外		

【備考】

- ・リサイクルトナーや環境推進トナー等の環境に配慮していると謳っているものに関しても、判断の基準となるラベル等が確認できるものを選択すること。
- ・使い終わったインクカートリッジは、資源循環を目的にごみとして捨てずに業者に引き取ってもらうなどインクカートリッジの再資源化にご協力ください。

5 O A機器(電子計算機等)

【1】グリーン購入の対象品目(調達目標100%(報告対象)、できる限り配慮する)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
電子計算機(パーソナルコンピュータ) ・タブレットPCは対象外	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品
磁気ディスク装置	 エコマーク パソコン、ディスプレイ、 記録用メディアのみ	 国際エネルギースタープロ グラム(エネスタ) パソコン、ディスプレイの
ディスプレイ	記録用メディアはケース がスリムタイプ(5mm程 度以下)またはスピンドル タイプのもの	 省エネルギー制度(緑色) パソコン、磁気ディスク装 置のみ
記録用メディア(CD、DVD、BD) ・USBメモリ、SDカードは対象外		 PCグリーンラベル パソコンのみ

6 OA 機器 (オフィス機器等)

【1】 グリーン購入の対象品目 (できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位 1	優先順位 2
シュレッダー	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品
デジタル印刷機	 エコマーク デジタル印刷機 掛時計、電卓のみ	
掛時計	掛け時計は以下のいずれ かに該当するもの ・太陽電池式 ・太陽電池 + 一次電池使用 (5年以上使用可能) ・一次電池使用(5年以上使 用可能)	
電池式卓上計算機(電卓)	 JISマーク アルカリ・小型充電式電 池のみ	
一次電池または小型充電式電池 (単1～単4形)	・一次電池はアルカリ相当 以上(マンガン電池でない もの) ・小型充電式電池は充電式 のニッケル水素電池等	

7 移動電話等

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
携帯電話	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品
PHS		
スマートフォン		

8 家電製品

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標 100%)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等												
	優先順位1	優先順位2											
電気冷蔵庫	G 法 適合 グリーン 購入法 適合商品 グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる	GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品											
電気冷凍庫	ちきゅうにやさしい  エコマーク テレビのみ												
電気冷凍冷蔵庫	この商品の 省エネ性能は？  統一省エネラベル (4以上のもの ただし39 V型以下のテレビは 3以上 のもの)												
テレビジョン受信機	 明日のために、ノンフロン。 ノンフロンマーク 冷蔵庫のみ												
電気便座	<table><tr><td>区分</td><td colspan="2">基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)</td></tr><tr><td>暖房便座</td><td colspan="2">141kwh/年以下</td></tr><tr><td rowspan="2">温水洗浄 便座</td><td>貯湯</td><td>175kwh/年以下</td></tr><tr><td>瞬間</td><td>97kwh/年以下</td></tr></table> 電気便座は上記を満たすこと	区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)		暖房便座	141kwh/年以下		温水洗浄 便座	貯湯	175kwh/年以下	瞬間	97kwh/年以下	
区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)												
暖房便座	141kwh/年以下												
温水洗浄 便座	貯湯	175kwh/年以下											
	瞬間	97kwh/年以下											
電子レンジ ・オープンレンジ含む	 省エネラベル(緑色) 電子レンジのみ												

9 エアコン等

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ・除湿器、扇風機、サーキュレーター等は対象外	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる  統一省エネラベル (4以上のもの) 家庭用エアコンディショナーのみ	 「エコ商品ねっと」掲載商品
ガスヒートポンプ式冷暖房機	 JISマーク ガスヒートポンプ式 冷暖房機のみ	
ガスストーブ(石油ストーブ含む)	 省エネラベル(緑色) ストーブのみ	

10 温水器等

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
ヒートポンプ式電気給湯器	 グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる  省エネラベル(緑色) 業務用のヒートポンプ式 電気給湯器は年間標準貯 湯加熱エネルギー消費効 率(年間加熱効率)が 3.20以上	 「エコ商品ねっと」掲載商品
ガス温水機器		
石油温水機器		
ガス調理機器(ガスこんろ・ガスオーブ ン)		

11 照明

【1】グリーン購入の対象品目(調達目標100%)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
LED照明器具 ・つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形、投光器、防犯灯 ・卓上スタンドは対象外	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品
LEDを光源とした内照式表示灯	 エコマーク 電球形LEDランプのみ	LED照明器具は光源寿命 が40,000時間以上
電球形状のランプ ・LEDランプ ・直管型、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等に装着するランプは対象外	 省エネラベル(緑色) 電球形蛍光ランプのみ	電球形LEDランプは定格 寿命が40,000時間以上 ビーム開き90度未満の反 射型は30,000時間以上

12 自動車等

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
乗用車	電動車等であること ただし、ハイブリッド自動車は、2030年度燃費基準60%かつ2020年度燃費基準を満たし、低排出ガス認定を受けていること。    	
小型バス	▼基準値1 電動車等であること	▼基準値2 次世代自動車もしくは、2015(平成27)年度燃費基準達成かつ低排出ガス認定車であること    低排出ガス認定制度 (ガソリン車、LPガスの乗用車は上記のどちらかを満たすこと) ガソリン、LPガス車は燃費、低排出ガスの基準を満たすことが必要だが、ディーゼル車は燃費基準のみ満たせば良い。
小型貨物車	▼基準値1 電動車等であること	▼基準値2 【軽貨物車及び中量貨物車】 次世代自動車もしくは2015(平成27)年度燃費基準5%超過達成車であること   

		低排出ガス認定制度 (ガソリン車、LP ガスの乗用車は上記の どちらかを満たすこと) ガソリン、LP ガス車は燃費、低排出ガスの 基準を満たすことが必要だが、ディーゼル 車は燃費基準のみ満たせば良い。 【軽量貨物車】 次世代自動車もしくは 2015 (平成 27) 年度燃費基準 5% 超過達成車    低排出ガス認定制度 (ガソリン車、LP ガスの乗用車は上記の どちらかを満たすこと) ガソリン、LP ガス車は燃費、低排出ガスの 基準を満たすことが必要だが、ディーゼル 車は燃費基準のみ満たせば良い
バス等、トラック等、トラクタ	▼基準値1 電動車等であること	▼基準値2 次世代自動車もしくは 2015 (平成 27) 年度燃費基準 5% 超過達成車である こと 
乗用車用タイヤ ・スタッドレスタイヤは対象外	G 法 適合 グリーン 購入法 適合商品 グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記が異なる  低燃費タイヤ統一マーク 乗用車用タイヤのみ	GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品
2サイクルエンジン油	G 法 適合 グリーン 購入法 適合商品 グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記が異なる  エコマーク	GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品

電動車等は、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車を指します。

次世代自動車は、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車を指します。

動力源別に整理した場合

グリーン購入法と取手市公用車の次世代自動車導入方針との比較（黄色セルの部分が違う）

			乗用車	小型バス	軽貨・中貨	軽量貨物	バス・トラック・トラクタ
次世代自動車	電動車	電気	○	○	○	○	○
		燃料電池					
		水素					
		PHV					
		HV	○				
	天然ガス		○				
	CDi						
上記以外のガソリン車			非適合	非適合	非適合	非適合	
LP ガス車							
上記以外のディーゼル車							

13 消火器

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
 選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
消火器 ・粉末ABC消火器が対象 ・消火薬剤の詰替用含む ・エアゾール式、船舶用、航空機用は対象外	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品

14 制服・作業服等

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
制服 ・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品  国際フェアトレード認証 コットンラベル
作業服 ・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品 ・防寒コート、エプロン、給食衣、手術衣、スクラブ等含む	 エコマーク	リサイクル素材を使用したもの
帽子 ・ポリエステル繊維を使用した製品	  エコユニフォームマーク	
靴 ・合成繊維を使用した製品 ・安全靴、作業靴 ・長靴は対象外	 PETボトル再利用品 PETボトルリサイクル推奨マーク	

15 インテリア・寝装寝具

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
カーテン ・ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品	 グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記が異なる  エコマーク 金属製ブラインド、織じゅうたん除く  PET ボトルリサイクル推奨マーク  フレイムマーク ベッドフレームのみ  衛生マットレス マットレスのみ	 「エコ商品ねっと」掲載商品
布製ブラインド ・ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品		
金属製ブラインド		
タフテッドカーペット		
タイルカーペット		
織じゅうたん		
ニードルパンチカーペット		
毛布 ・ポリエステル繊維を使用した製品		
ふとん ・ポリエステル繊維、再使用した詰物を使用した製品		
ベッドフレーム ・金属製のもの是对象外 ・医療用、介護用、高度医療に用いるもの等は対象外		
マットレス ・高度医療に用いるもの是对象外		

16 作業手袋

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
作業手袋(軍手) ・主要材料が繊維の製品が対象 ・革、ゴム、ビニール手袋等の繊維を使用していないものは対象外	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品

17 その他繊維製品

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
集会用テント	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品
ブルーシート		
防球ネット		
旗		
のぼり		
幕		
モップ		

18 設備

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
太陽光発電システム(公共・産業用)	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品
太陽熱利用システム(公共・産業用)		
燃料電池		
エネルギー管理システム		
生ゴミ処理機		
節水機器		
日射調整フィルム		
低放射フィルム		

19 災害備蓄用品

【1】グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル・表示	
	優先順位1	優先順位2
災害備蓄用飲料水	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる :賞味期限が5年以上 :賞味期限が3年以上 飲食物は上記の表示がある こと  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品
アルファ化米		
保存パン		
乾パン		
レトルト食品等		
栄養調整食品		
フリーズドライ食品		
非常用携帯燃料		
携帯発電機 ・定格出力が3kVA以下のもの		
非常用携帯電源		

20 公共工事

【1】グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。

用途	対象品目	判断の基準となるラベル・表示
資材	建設汚泥から再生した処理土	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記が異なる  エコマーク  「エコ商品ねっと」掲載商品
	土工用水砕スラグ	
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
	地盤改良用製鋼スラグ	
	高炉スラグ骨材	
	フェロニッケルスラグ骨材	
	銅スラグ骨材	
	電気炉酸化スラグ骨材	
	再生加熱アスファルト混合物	
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
	中温化アスファルト混合物	
	鉄鋼スラグ混入路盤材	
	再生骨材等	
	間伐材	
	高炉セメントメント	
	フライアッシュセメント	
	エコセメント	
	透水性コンクリート	
	鉄鋼スラグブロック	
	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
	下塗用塗料(重防食)	
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
	高日射反射率塗料	

用途	対象品目	判断の基準となるラベル・表示
資材	高日射反射率防水	G 法 適合 グリーン 購入法 適合商品 グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記が異なる  エコマーク GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品
	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	
	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	
	バークたい肥	
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	
	LED 道路照明	
	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
	セラミックタイル	
	断熱サッシ・ドア	
	製材	
	集成材	
	合板	
	単板積層材	
	直交集成板	
	フローリング	
	パーティクルボード	
	繊維板	
	木質系セメント板	
	木材・プラスチック再生複合材製品	
	ビニル系床材	
	断熱材	
	照明制御システム	
	変圧器	
	吸収冷温水機	
	氷蓄熱式空調機器	
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
	送風機	
	ポンプ	
	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	自動水栓	

用途	対象品目	判断の基準となるラベル・表示
資材	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	  グリーン購入法適合商品 G法適合ラベル等により表示が異なる  エコマーク  「エコ商品ねっと」掲載商品
	大便器	
	再生材料を使用した型枠	
	合板型枠	
建設機械	排出ガス対策型建設機械	
	低騒音型建設機械	
工法	低品質土有効利用工法	
	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	
	路上表層再生工法	
	路上再生路盤工法	
	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
目的物	排水性舗装	
	透水性舗装	
	屋上緑化	

21-1 役務(印刷(外部発注))

【1】グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

仕様書に判断基準の内容を記載する。

【3】グリーン購入の配慮事項

配慮事項も仕様書に記載する。

対象品目	判断基準		配慮事項
	優先順位1	優先順位2	
印刷 ・広報紙、報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット、名刺、封筒、窓付き封筒等 ・P5「1紙類」で対象外の品目(特殊紙(トレーシングペーパー等)、複写紙、感圧紙(ノーカーボン紙、裏カーボン紙等)、感熱紙(レジ用、FAX用等)、圧着紙(圧着はがき用紙等)、耐水紙)を使用しなければならぬ印刷物は対象外	グリーン購入法の判断基準を満たすこと ただし、用紙・封筒(冊子の表紙は除く)は、取手市役所グリーン購入調達方針の紙類の判断基準を満たすこと。	以下のいずれかの条件を満たすこと(ただし冊子の表紙は除く) 「判断基準の設定に際しては、もしくは」を優先的に検討すること 用紙・封筒は、<u>川西市役所グリーン購入調達方針の紙類の判断基準</u>¹を満たすこと。 <u>グリーン購入法におけるオフセット印刷/デジタル印刷のインキの判断基準</u>²を満たすこと 古紙リサイクル適正リスト A もしくはBに該当する紙 古紙リサイクル適正リスト A もしくはBに該当するインキ類  <植物油インキマーク>  <NLマーク> 色上質紙を使用する場合は、古紙パルプが配合されていること	制作物に再生紙や環境に配慮したインキを使用している旨を文章やマークで表示
製本機やOCR装置を使用する通知書等	森林認証材パルプや間伐材等パルプ(環境に配慮したバージンパルプ)を使用		

【備考】

- 川西市グリーン購入調達方針の用紙・封筒とは以下の条件を満たしたものである。
・グリーン購入適合品、エコマーク適合品、エコ商品ねっと掲載商品、森林認証紙、間伐材紙、グリーンマーク適合品、古紙パルプが配合されているもの(色上質紙)、バイオマスマーク適合品(封筒類)
- グリーン購入法の印刷(役務)ではオフセット印刷、デジタル印刷のインキの判断基準を下記の通りに定めている。

< オフセット印刷 >

・バイオマス含有したインキの使用(植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ)、又は、NL規制(印刷インキ工業連合会)適合インキの使用。

< デジタル印刷 >

・化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用。

- 総合評価値とは、古紙パルプや古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプ、白色度、坪量、塗工量といった環境指標を適切に組み合わせ総合的に数値化したもの。

環境省 コピー用紙の総合評価指標についての解説

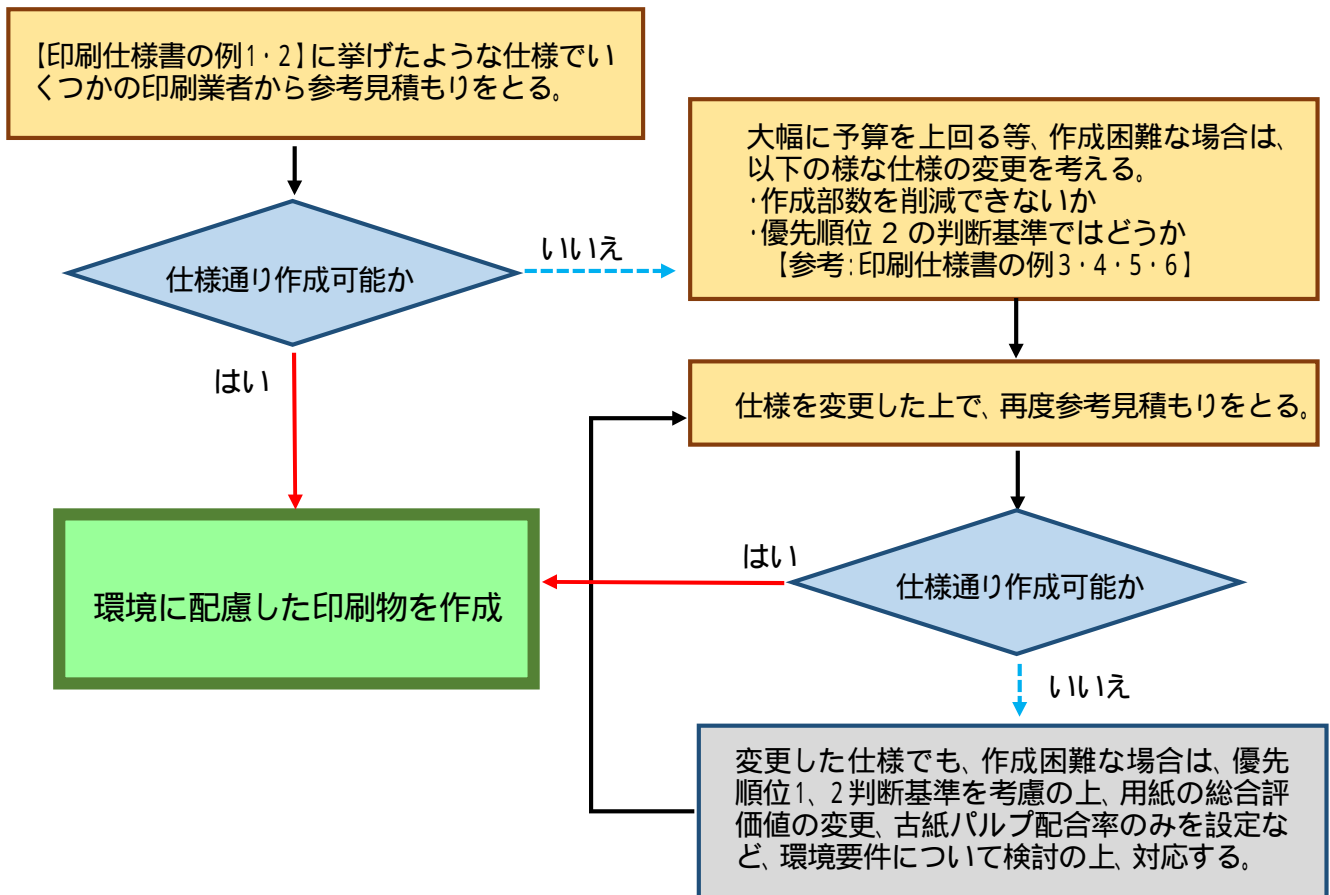
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/cp_h20.html

- P33「環境に配慮した印刷物の発注方法(例)」「印刷仕様書の例」を参考に、判断基準に当てはまる印刷物を発注する。配慮事項も検討する。

○ 再生紙や植物油インキを使用している旨の表示方法

表記方法	表記について
文章で表記	「この印刷物(広報紙、報告書、通知書等、チラシ、パンフレット、ポスター、封筒、名刺)は再生紙と環境にやさしいインキを使用しています。」 「この印刷物(広報紙、報告書、通知書等、チラシ、パンフレット、ポスター、封筒、名刺)は古紙パルプ配合率100%の用紙と植物油インキを使用しています。」 再生紙や環境に配慮したインキを使用している旨を表示すれば表現は基本的に自由である。
マークで表記	再生紙使用マーク  古紙パルプ配合率100%再生紙を使用 使用した用紙の古紙パルプ配合率 に応じて数字は変わる。 植物油インキマーク  再生紙使用マークは自由に無料で使用できるが、<u>古紙パルプ配合率は正しい数字を表示しなければならないため、印刷業者に確認して正しく表示する。</u> 同マークは下記の「3R活動推進フォーラム」のサイトからダウンロード可能。 植物油インキマークは「印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたもの」を使用した場合のみ表示できるため、発注する印刷業者に確認の上、<u>使用規定等に基づいて正しく表示する。</u> マークの詳細 ・3R 活動推進フォーラム http://3r-forum.jp/activity/r_mark/index.html ・印刷インキ工業連合会 http://www.ink-jpima.org/ink_syokubutu.html
文章とマークで表記 (推奨)	文章での表現とマークを組み合わせることもできる。 (例)   古紙パルプ配合率100%再生紙を使用 このチラシは再生紙と植物油インキを使用しています。

○ 環境に配慮した印刷物の発注方法(例)



○ 環境に配慮した印刷仕様書の例1 (優先順位1の基準を満たす)

印刷物の名称	〇〇チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	・紙質:コート紙(グリーン購入法適合の用紙(総合評価値8.0以上))、A判43.5kg ・インキ類:植物油インキを使用(印刷インキ工業連合会に登録されたもの) ・再生紙使用マークおよび植物油インキマークの表示を希望するため、古紙配合率や印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。

○ 環境に配慮した印刷仕様書の例2 (優先順位1の基準を満たす)

印刷物の名称	〇〇用窓付き封筒
紙質	クラフト 85kg
備考	・用紙:クラフト用紙(グリーン購入法適合の封筒(古紙パルプ配合率40%以上))、75.5kg ・窓部分:グラシン紙、再生プラスチックまたは植物を原料とするプラスチックを使用 ・インキ類:植物油インキを使用(印刷インキ工業連合会に登録されたもの) ・再生紙使用マークおよび植物油インキマークの表示を希望するため、古紙配合率や印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。

○ 印刷仕様書の例3 (優先順位2 用紙、インキの基準を満たす)

印刷物の名称	○○チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	・紙質:コート紙(取手市役所グリーン購入調達方針適合の用紙(優先順位1:総合評価値80以上、森林認証紙)(優先順位2:エコ商品ねっと掲載商品、間伐材紙、グリーンマーク、古紙パルプ配合(色上質紙のみ)のいずれかの条件を満たすこと)), A判43.5kg ・インキ類:植物油インキを使用(印刷インキ工業連合会に登録されたもの) ・再生紙使用マークおよび植物油インキマークの表示を希望するため、古紙配合率や印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。

仕様書作成時に必ず紙質について「優先順位1」又は「優先順位2」どちらかを指定すること

○ 印刷仕様書の例4 (優先順位2 用紙の基準を満たす)

印刷物の名称	○○チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	・紙質:コート紙(取手市役所グリーン購入調達方針適合の用紙(優先順位1:総合評価値80以上、森林認証紙)(優先順位2:エコ商品ねっと掲載商品、間伐材紙、グリーンマーク、古紙パルプ配合(色上質紙のみ)のいずれかの条件を満たすこと)), A判43.5kg ・再生紙使用マークの表示を希望するため、古紙配合率の確認をします。

仕様書作成時に必ず紙質について「優先順位1」又は「優先順位2」どちらかを指定すること

○ 印刷仕様書の例5 (優先順位2 インキの基準を満たす)

印刷物の名称	○○チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	・インキ類:植物油インキを使用(印刷インキ工業連合会に登録されたもの) ・植物油インキマークの表示を希望するため、印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。

○ 印刷仕様書の例6 (優先順位2 用紙の基準を満たす)

印刷物の名称	○○チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	

紙質:優先順位2-「古紙リサイクル適正リストAランク」に該当

【普通紙】:アート紙/コート紙/上質紙/中質紙/更紙

【加工紙】:抄色紙(A)* / ファンシーペーパー(A)* / 樹脂含浸紙(水溶性のもの)

* 印の資材(抄色紙、ファンシーペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

2 1 - 2 役務(印刷以外)

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。印刷は2 1 - 1 役務(印刷物〔外部発注〕)を参照すること。

【2】 グリーン購入の判断基準

仕様書の環境要件に「グリーン購入法の判断基準に適合すること」と記載するか、対象品目別に設定した判断基準を記載すること。

対象品目	環境要件の記載内容
清掃	グリーン購入法の判断基準を満たすこと ただし、以下の品目については、環境要件に下記の判断基準を記載することも可とする。
機密文書処理	
省エネルギー診断	
食堂	
自動車専用タイヤ更生	【食堂】 食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイ容器は使用を見直すことを検討し、リユース容器の変更あるいはワンウェイ容器の使用量削減に努めること (ただし、代替える手段等がない場合にはこの限りではない) 利用者への啓発ポスターの掲示に努めること(プラごみ削減、食品ロス等)
自動車整備	
庁舎管理	
植栽管理	
加煙試験	また、提供する飲食物について「2 3 . 食材・食品」を参照とすること。 【庁舎等において営業を行う小売業務】 以下のいずれかに関する利用者への啓発ポスターを掲示に努めること ・容器包装の過剰使用を抑制 ・食品ロス ・プラごみ削減
タイルカーペット洗浄	
害虫防除	
輸配送	
旅客輸送(自動車)	【会議運営】 紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること 飲料を提供する場合には、紙容器飲料(紙パック、カートカン)や、ペットボトル飲料を使用する場合には軽量ボトル、ラベルレス、ボトル to ボトルなどの環境配慮型容器のペットボトル飲料を使用することに努め、使用後は、容器の分別回収を実施すること また、コーヒー等の飲料について、「2 3 . 食材・食品」を参照とすること。
庁舎等において営業を行う小売業務	
クリーニング	
飲料自動販売機設置	
引越輸送	
会議運営	
印刷機能等提供業務	

2 2 ごみ袋等

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル・表示	
	優先順位1	優先順位2
ごみ袋 ・プラスチック製	  グリーン購入法適合商品 カタログ等により表記 が異なる  エコマーク  バイオマス バイオマスマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品

2 3 食材・食品(川西市独自の分類)

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下の基準について考慮の上、調達すること。

対象品目	判断の基準
野菜	市内で栽培された 野菜であること  有機JASマーク
米	市内で栽培された コメであること  有機JASマーク
コーヒー、茶(紅茶、緑茶等)	 「エコ商品ねっと」掲載商品  国際フェアトレード認証ラベル
カカオ(チョコレート、ココアパウダー等)、 はちみつ、バナナ、 加工果物(ドライフルーツ)、 砂糖(砂糖、ジャム、クッキー、飴、ティラミス、アイスクリーム等) ハーブ・スパイス(コショウ、シナモン、ジンジャー、カルダモン、クローブ、ターメリック・カレーパウダー、カモミール、ルイボス等)	 国際フェアトレード認証ラベル

【備考】

川西市主催のイベントにおいて、食品の提供を伴う場合には、本基準の遵守に努めること。

ただし、実績把握等を行わない。

2 4 日用品・雑貨等(川西市独自の分類)

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル・表示
食器用洗剤	  RSPO 認証 「エコ商品ねっと」掲載商品
洗濯用洗剤	  RSPO 認証 「エコ商品ねっと」掲載商品
紙コップ	   FSC PEFC 森林認証紙
紙皿	

参考(環境ラベル一覧)

環境ラベル	内容
	・グリーン購入法適合商品 グリーン購入法第6条に定められた特定調達品目及びその判断基準に合致した商品のこと。カタログや事業者により「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法は異なる。
	・総合評価値 古紙配合率や森林認証材・間伐材パルプの利用割合等の個別の評価項目を数値化することで、総合的に環境負荷の低さを数値で表した指標。 (グリーン購入法の判断基準では評価値 70 以上の製品を適合製品としている。)
	・エコマーク 様々な商品(製品およびサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行い、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としている。
	・グリーン購入ネットワーク(GPN)が運営する「エコ商品ねっと」掲載商品されている商品 グリーン購入ネットワーク(GPN)は、環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与するため、グリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究などを行っている。「エコ商品ねっと」は日本最大級の環境に配慮された商品のデータベースとなっている。
	・FSC 認証 「FSC 森林認証制度」は世界的な森林の減少と劣化を防ぐために設立された制度。FSC 認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。
	・PEFC 森林認証 「PEFC 森林認証プログラム」は、欧米を中心として各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う制度。PEFC 森林認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。
	・間伐材マーク 間伐材を用いた製品に表示されているマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの。

	・グリーンマーク 古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマーク。 グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることだが、トイレトペーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したもの。
	・バイオマスマーク 生物由来の資源(バイオマス)を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品に表示されている。 植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中のCO₂を吸収して成長するので、植物由来原料を製品化した製品(バイオマスプラスチックや合成繊維、印刷インキ等)は燃やしても大気中のCO₂を増加させない。バイオマスマーク認定商品は安全で循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っている。
	・JOIFAグリーンマーク グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されているマーク。
	・国際エネルギースタープログラム パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示されるマーク。日本、米国のほか、EU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営している。
	・E & Qマーク 一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会が定める環境管理基準と品質管理基準に適合しているリサイクルトナーカートリッジを識別するマーク。
	・省エネラベリング制度 省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示されている。
	・PCグリーンラベル 環境に配慮したパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベル制度。適合製品を三ツ星によって格付けしており、パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン3R推進協会が運営する制度。

	・JISマーク 工業標準化法第19条第20条等に基づき国に登録された機関(登録認証機関)から認証を受けた事業者(認証製造業者等)のみが、認証を受けたその包装等に表示することができるマーク。表取引の単純化のほか、製品の互換性、確保及び公共調達等に大きく寄与している。
	・統一省エネラベル 省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。 の数が多いほど省エネ性能が高いことを示している。
	・ノンフロンマーク 統一省エネラベルでは、ノンフロン冷蔵庫にこのマークを表示することを定めている。
	・平成27年度燃費基準達成ステッカー 自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼付。
	・低排出ガス車認定 自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。
	・低燃費タイヤ統一マーク 転がり抵抗性能の等級がA以上でウェットグリップ性能の等級がa～dの範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記して普及促進を図る。
	・エコユニフォームマーク 日本被覆工業組合連合会が制定したマーク。このマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に添付するもの。
	・PETボトルリサイクル推奨マーク 使用済みPETボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度。

	・フレームマーク 環境と安全への配慮し、の環境に関連する基準を満たすベッドフレームに表示されるマーク。全日本ベッド工業会が運営する制度。
	・衛生マットレス 衛生マットレスは全日本ベッド工業会で定めた「マットレスの環境基準」[“ホルマリン溶出量”や“抗菌防臭加工”や厳選された材料(フェルト類は未利用繊維使用、「ウレタンフォームの発泡剤」にはオゾン層破壊の物質を含まない)などの厳しい基準]をクリアしたマットレスにのみ付けられている安心のマーク。
 古紙パルプ配合率100%再生紙を使用  古紙パルプ配合率70%再生紙を使用  古紙パルプ配合率50%再生紙を使用  古紙パルプ配合率40%再生紙を使用	・再生紙使用マーク 「3R活動推進フォーラム」の前身である「ごみ減量化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進・普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められた。 古紙パルプがどのくらい配合されているのかが一目で判るようにしたもので、申請や届出は不要で誰でも自由に無料で使用できるが、表示の際は以下に十分注意する。 ・古紙パルプ配合率は製紙メーカーや印刷会社とご確認の上、正しい数字を表示すること。 ・再生紙を使用した印刷物などに刷り込んで表示し、コーティング加工した紙など再生紙に利用できない紙や、他の素材と複合をした紙(段ボール等)に対しては使用しないこと。 ・表紙と中面で古紙パルプ配合率の違う紙を使用している場合は、両方の古紙パルプ配合率を表示すること。 ・古紙パルプ配合率を示した数値・文言、説明とあわせて表示すること。 ・マークの形は崩さないこと。ただし、文字の大きさ、色は自由。
	・植物油インキマーク 植物油インキマークは印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは、再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で、植物油インキとは、インキ中に含有する植物油、または植物油を原料としたエステルとの合計が含有基準量以上のインキ。
	・N Lマーク 印刷インキ工業連合会独自の自主規制。環境影響、労働安全、人の健康に対し適切でない化学物質を使用しない印刷インキに貼付できるマーク。
	・国際フェアトレード認証マーク 国際フェアトレード認証とは、開発途上国の原料や製品が公平な条件で取引されていることなどを認証する制度です。 国際フェアトレード認証マークはフェアトレード認証製品であることを示すラベルであり、製品の原料が生産され、輸出入、加工、製造されるまでの間に、国際フェアトレードラベル機構が定めた基準が守られていることを示しています。

	・有機JASマーク 有機JASマークは、農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料、畜産物及び藻類に付けられています。
	・RSPO認証マーク RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)が定める既定の条件を満たした場合に企業等が使用可能となるロゴマークです。RSPOは、生産やサプライチェーンにおける管理方式の違いによって認証モデルを分類しています。

グリーン購入実績集計表

グリーン購入実績集計表 (. 4 . 1 ~ . 3 . 3 1)					部 課		
分 類		総調達数量 (+)	特定調達品目に該当する品目のうち		調達率 (/)		単位:個・枚・台など
			適合した物品等の 調達数量	非適合である物品等 の調達数量	調達実績	調達目標	特定調達品目に該当する品目のうち、 非適合である物品等を購入した理由等 をご記入ください。(主な物品名、その理由など)
1	紙 類		0	0		70%	
2	文 具 類		0	0		70%	
3	オ フ ィ ス 家 具 等		0	0		70%	
4	OA 機 器 (画 像 機 器 等)		0	0		70%	
5	OA 機 器 (電 子 計 算 機 等)		0	0		70%	
6	OA 機 器 (オ フ ィ ス 機 器 等)		0	0		70%	
7	移 動 電 話 等		0	0		70%	
8	家 電 製 品		0	0		70%	
9	エ ア コ ン 等		0	0		70%	
10	温 水 器 等		0	0		70%	
11	照 明		0	0		70%	
12	自 動 車		0	0		70%	
13	消 火 器		0	0		70%	
14	制 服 ・ 作 業 服		0	0		70%	
15	イン テ リ ア ・ 寝 装 寝 具		0	0		70%	
16	作 業 手 袋		0	0		70%	
17	そ の 他 の 織 維 製 品		0	0		70%	
18	設 備					できる限り 配慮する	
19	災 害 備 蓄 用 品		41	0		70%	
20	公 共 工 事					できる限り 配慮する	
21-1	役 務 (印 刷 (外 部 発 注))		0	0		70%	
21-2	役 務 (印 刷 以 外)					できる限り 配慮する	



川西市グリーン購入特定調達品目及び調達目標(イメージ)

		分類	用途	対象品目	ページ	実績把握の単位	年度目標
特定調達品目	調査対象品目	1	紙類	情報用紙	P 5	枚	100%
				印刷用紙	P 5	枚	100%
		2	筆記用具	ボールペン	P 6	本	100%
				マーキングペン			
				・蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカー、ペイントマーカー、名前書き用、サインペン、ホワイトボード用、OHP用、筆ペン、万年筆等			
				・詰替用は対象外			
			一般事務用品	鉛筆	P 7	巻	100%
				・色鉛筆含む			
				・クレヨン、クレパスは対象外			
			ファイル・ バインダー 類	クラフトテープ	P 7	巻	100%
				布粘着テープ（布粘着プラスチック製クロステープを含む。）			
				両面粘着紙テープ			
				ファイル	P 8	冊	100%
				・穴を開けてとじる各種ファイル（フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Zファイル）			
				・穴を開けずに閉じる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、ピン式ファイル、パンフレットファイル、スライド式ファイル、用箋挟（クリップボード）、図面ファイル、図面ケース、ケースファイル等）			
				・コンピュータ用データファイル（キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式）			
				・その他書類等をまとめて保管するための表紙・ケース・ホルダー類全般（替表紙、板目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類・文書用保存箱（イージーキャビネット）、サンプルボックス、チャック付ケース）			
				バインダー			
				・MP、リング、その他、コンピュータ用等			
			紙製品	事務用封筒（紙製）	P 9	枚	100%
				・クッション材入りのものを含む		個、巻	100%
				・祝儀袋等は対象外			
				窓付き封筒（紙製）		台	100%
				・役務（印刷【外部発注】）封筒を含む。			
				付箋紙			
				・ロールタイプ含む			
				コピー機（複写機）			
				複合機			
				拡張性のあるデジタルコピー機			
				プリンタ			
				プリンタ複合機			
				ファクシミリ			
				スキャナ			
				プロジェクタ			

品 目	調 査 対 象 外 品 目	4	ＯＡ機器（画像機器等）	トナーカートリッジ ・トナー容器、感光体または現像ユニットのいずれか2つ以上組み合わせたもの ・回収トナーボックス、廃トナーボトル、ドラムカートリッジ、ドラムユニット、感光体ユニット、現像ユニット、定着ユニット等は対象外 ・「エコ商品ねっと」に掲載されているものでも、グリーン購入法適合の欄に対象外とあるものは対象外 インクカートリッジ ・インクを充填したインクタンクおよび印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジ ・容器にインクを補充するタイプは対象外	P 1 1	個	100%
		5	ＯＡ機器（電子計算機等）	電子計算機（パーソナルコンピュータ） ・タブレットPCを含む	P 1 2	台	100%
		8	家電製品	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ（オープンレンジ含む）	P 1 5	台	100%
		11	照明	L E D照明器具 ・つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形、投光器、防犯灯 ・卓上スタンドは対象外 L E Dを光源とした内照式表示灯 電球形状のランプ ・L E Dランプ ・直管型、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等に装着するランプは対象外	P 1 8	基、個	100% 100%
		1	紙類	上記以外	P 5		できる限り配慮する
		2	文具類	上記以外	P 6		
		3	オフィス家具等		P 1 0		
		5	ＯＡ機器（電子計算機等）	上記以外	P 1 2		
		6	ＯＡ機器（オフィス機器等）		P 1 3		
		7	移動電話等		P 1 4		
		9	エアコン等		P 1 6		
		10	温水器等		P 1 7		
		12	自動車等		P 1 9		
		13	消火器		P 2 2		
		14	制服・作業服等		P 2 3		
		15	インテリア・寝装寝具		P 2 4		
		16	作業手袋		P 2 5		
		17	その他繊維製品		P 2 6		
		18	設備		P 2 7		
		19	災害備蓄用品		P 2 8		
		20	公共工事		P 2 9		
		21-1	役務（印刷【外部発注】）	上記役務（印刷【外部発注】）封筒以外	P 3 2		
		21-2	役務（印刷以外）		P 3 6		
		22	ごみ袋等		P 3 7		
		23	食材・食品		P 3 8		
		24	日用品・雑貨等		P 3 9		

グリーン購入実績集計表(各課報告用)(イメージ)

グリーン購入実績集計表 (.4.1 ~ .3.31)

部 課

単位：個・枚・台など

分類		用途	対象品目	総調達数量 (+)	特定調達品目に該当する品目のうち		調達率 (/)		特定調達品目に該当する品目のうち、非適合である物品等を購入した理由等をご記入ください。(主な物品名、その理由など)
					適合した物品等の調達数量	非適合である物品等の調達数量	調達実績	調達目標	
1	紙類	情報用紙	コピー用紙	0	0	0	#DIV/0!	100%	
			フォーム用紙						
			インクジェットカラープリンター用塗工紙						
		印刷用紙	塗工されていない印刷用紙						
			塗工されている印刷用紙						
	上記以外					できる限り配慮する			
2	文具類	筆記用具	ボールペン	0			#DIV/0!	100%	
			マーキングペン						
			鉛筆						
		一般事務用品	クラフトテープ	0			#DIV/0!	100%	
			布粘着テープ(布粘着プラスチック製クロステープを含む。)						
			両面粘着紙テープ						
		ファイル・バインダー類	ファイル	0			#DIV/0!	100%	
			バインダー						
		紙製品	事務用封筒(紙製)	0			#DIV/0!	100%	
窓付き封筒(紙製)役務(印刷【外部発注】)封筒を含む。									
付箋紙									
	上記以外					できる限り配慮する			
3	オフィス家具等						できる限り配慮する		
4	OA機器(画像機器等)		コピー機(複写機)	0			#DIV/0!	100%	
			複合機						
			拡張性のあるデジタルコピー機						
			プリンタ						
			プリンタ複合機						
			ファクシミリ						
			スキャナ						
			プロジェクタ						
			トナーカートリッジ	0			#DIV/0!		
インクカートリッジ									
5	OA機器(電子計算機等)		電子計算機(パーソナルコンピュータ)				100%		
	上記以外						できる限り配慮する		
6	OA機器(オフィス機器等)						できる限り配慮する		
7	移動電話等						できる限り配慮する		
8	家電製品		電気冷蔵庫	0			#DIV/0!	100%	
			電気冷凍庫						
			電気冷凍冷蔵庫						
			テレビジョン受信機						
			電気便座						
			電子レンジ(オープンレンジ含む)						
9	エアコン等						できる限り配慮する		
10	温水器等						できる限り配慮する		
11	照明		LED照明器具	0			#DIV/0!	100%	
			LEDを光源とした内照式表示灯						
			電球形状のランプ						
12	自動車等						できる限り配慮する		
13	消火器						できる限り配慮する		
14	制服・作業服等						できる限り配慮する		
15	インテリア・寝装寝具						できる限り配慮する		
16	作業手袋						できる限り配慮する		
17	その他繊維製品						できる限り配慮する		
18	設備						できる限り配慮する		
19	災害備蓄用品						できる限り配慮する		
20	公共工事						できる限り配慮する		
21-1	役務(印刷【外部発注】)		封筒、窓付き封筒等は除く(紙製品を含む)				できる限り配慮する		
21-2	役務(印刷以外)						できる限り配慮する		
22	ごみ袋等						できる限り配慮する		
23	食材・食品						できる限り配慮する		
24	日用品・雑貨等						できる限り配慮する		